

事案調書(戦略会議)

審議日 令和6年2月1日

案件名	中山間地域の持続可能な医療の在り方に係る基本方針の策定について								
所管	健康福祉	局区	保健衛生	部	医療政策	課	担当者	内線	
事業効果 総合計画との関連	事業効果	・在宅医療の充実と医療・介護連携の推進 ・医療資源や財源の効率的な活用 ・疾病予防・介護予防の推進							
	効果測定指標	在宅医療の充実や健康づくりの取組が進んでいる 診療所の再編に向けた取組が進んでいる				施策番号	8、10、11、46		
		R5	R6	R7	R8	R9	R10		
	事業効果 年度目標	基本方針の策定	診療日数減(青根) 在宅医療機能の 向上策の検討・実施 検討会での意見交換				再編 (相模湖)	再編 (藤野)	
審議事項 庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論	基本方針の策定 (仮称)中山間地域医療検討会の設置 今後の進め方(スケジュール)								
戦略会議 審議結果 (政策課記入)	原案のとおり承認する。 ただし、庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。								

事案概要

中山間地域(津久井、相模湖及び藤野地区)においては、高齢化の進行等に伴う通院困難や生活習慣病の重症化等へのリスクが高まること、医療施設の偏在や医師をはじめとする医療従事者の安定的な確保が難しいこと、人口減少等を背景とした受診者数の減少に伴い財政負担が増加していることなど、医療に関わる課題が生じている。昨年8月の戦略会議を経て「中山間地域の持続可能な医療の在り方に係る基本方針(案)」の諮問・答申、パブリックコメント、住民説明会等を実施してきたことを踏まえ、基本方針(案)に修正を加えた上で方針を策定すること等について諮るもの。

○事業スケジュール

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
実施内容	[全体] ← 現 指定管理期間(R3から5年間) →						
		方針策定	検討会設置				
	在宅医療機能充 実	在宅医療機能の向上策の検討・実施					
	[津久井地区]						
	青根診療所	診療日数を減らして運営					
	青野原診療所					改修等に向けた調整	
	[相模湖地区]						
	内郷診療所		修繕に向けた調整	修繕	再編		
	千木良診療所		閉院・解体等に向けた調整			解体等	
	[藤野地区]						
日連診療所			閉院・解体等に向けた調整		再編	解体等	
藤野診療所		再整備基本計画	設計等	工事			

○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
事業費(保健衛生総務費)			3,429					
うち任意分								
特財								
国、県支出金								
地方債								
その他			2,987					
一般財源		0	442					
うち任意分								
捻出する財源 ²								
一般財源拠出見込額		0	442					
元利償還金(交付税措置分を除く)								
捻出する財源概要	市所管の診療所を再編することにより財源を捻出							

市所管の診療所を再編することにより生み出すことができる財源を活用し、在宅医療機能の充実や再編に伴う地域要望への対応を図る。再編に伴う施設改修・解体費用は別途計上する。

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
実施に係る人工	A		3	3	3	3	1	1
局内で捻出する人工	B		0	0	0	0	0	0
必要な人工	C=A-B	0	3	3	3	3	1	1

局内で捻出する人工概要

SDGs 関連ゴールに (は3つまで)									
			○						
									
		○							

日程等 調整事項	条例等の調整	なし	議会提案時期		報道への情報提供	記者会見
	パブリックコメント	あり	時期	実施済(令和4年12月)	議会への情報提供	資料提供

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
政策課	事案の方向性について確認
財政課	新規事業や施設改修等に係る予算措置は別途調整が必要なことを確認
経営監理課	指定管理者制度の趣旨を踏まえて検討していくことを確認
総務法制課	診療所の再編にあたっては条例の改正を伴うことを確認
人事・給与課	国保診療所の医師として修学医師の活用を視野に入れていくことを確認
アセットマネジメント推進課 公共建築課	施設の改修等に向けて協力して検討することを確認
緑区役所	施設の改修等に向けて協力して検討することを確認
情報公開・文書管理課	新たな協議会の設置について確認

備考	令和4年8月22日 戦略会議(中山間地域の持続可能な医療の在り方に係る基本方針(案)について)
	令和4年11月1日 地域保健医療審議会 答申
	令和5年9月29日 関係課長打合せ会議

庁議におけるこれまでの議論

<p>調整会議の 主な議論 (10/6)</p>	<p>【診療所の再編について】 (総務法制課長)子育て世帯への配慮等、良いことであり、1年遅らせるのも妥当と考える。しかし、1年ずれたことで、条例改正のタイミング、指定管理者のタイミング等、早めの調整が必要かと思われる。どの診療所が直営、指定管理で、いつ再編してどこが切り替わるのか等、整理いただきたい。</p> <p>【通院手段の確保策の検討について】 (アセットマネジメント推進課総括副主幹)今回の修正で通院手段の確保を追加したが、どのようなものを検討しているのか。 (医療政策課長)けんこう号の活用を検討している。また、交通政策課の取組でも医療分野を含めた活用を検討してもらいたいと考えている。</p> <p>原案を一部修正し、上部会議に付議する</p>
<p>決定会議の 主な議論 (10/16)</p>	<p>【基本方針案の記載内容について】 (総務局長)基本方針の記載内容について、以下を踏まえて改めて精査したほうが良い。 ・本編P3 表の数値の出典が、全体は推計から、中山間地域は住民基本台帳からと異なっている。 ・本編P6 医療提供施設について、今年度の状況で記載をするべき。 ・青根診療所の診療科目の記載についても検討をするべき。 ・本編P19 「工 市民生活習慣実態調査」と「オ 高齢者等実態調査」について、最新の調査結果があるので、更新をするべき。 ・本編P21 取組の方向性の取組時期について、「令和5年度以降順次実施」とあるが、このように記載するのであれば、今年度何を取り組むのかという部分の明確な答えが必要。</p> <p>【青根診療所の診療日数について】 (総務局長)青根診療所について、令和7年度から診療日数減の案となっているが、医師が不在となったことにより、令和4年度の途中から閉院しており、現在は週1から2回開いている状況である。現状、令和4年度の12月末までと比較し、診療日数減している中で、令和7年度から日数減という表記に違和感がある。 (医療政策課長)現在、青根診療所は週1回、隔週で週2回開いている。令和6年度については、週4回程開きたいと考えており、北里大学で育成した医師を配置することを考えている。令和7年度以降、そこから徐々に日数を減らしていく形としたいが、地元からは増えたり減ったりという、混乱するような形にはして欲しくないという意見をいただいている。 (総務局長)令和7年度を見据えて令和6年度から実施した方がいいのではないかと。令和6年度に週4回に戻し、令和7年度にまた減らすというのは、地元調整が大変になると思われる。それならば、令和7年度の診療体制を見据えた中で、令和6年度から進めていくのが良いと考える。</p> <p>【通院手段の確保について】 (総合政策・少子化対策担当部長)調整会議において福祉との連携として、けんこう号の活用を検討しているところがあるが、どのようなイメージか。 (医療政策課長)けんこう号は介護予防の用途で運行しているものであるが、通院用途を含めての活用を検討している。 (財政局長)例えば、学校のスクールバスの活用など、中山間地域の移動手段について検討している政策課所管の会議があるので、そちらの検討内容と合わせて公表していくなど、市長公室と調整していただきたい。</p> <p>【近隣自治体との連携について】 (総合政策・少子化対策担当部長)近隣自治体との連携に係る検討を新たに位置づけるとあるが、例えば上野原市といったところと、どのような取組を行うことを想定しているのか。 (医療政策課長)上野原市にも色々な病院医療機関があるので、医療機関のマップを作成して見える化したり、近隣の自治体等と情報交換、共有を図ったり、県境を跨いでの連携を行うことを想定している。 (総合政策・少子化対策担当部長)将来的に統合した場合、今まで上野原から来ていた人々は、統合先を利用するのか、それとも上野原の病院を利用するようになるのか。 (医療政策課長)住民が行きやすいところに行くという形である。 (医療政策・感染症対策担当部長)医療は自治体単体で行うものではないといった意見に対する取組となる。</p> <p>【事業経費等について】 (財政局長)令和6年度の予算について、400万円の内訳は。 (医療政策・感染症対策担当部長)車両を用いた訪問型オンライン診療の実証事業に係る経費の他、検討会の謝礼などである。</p>

	<p>【再編時期の変更による影響について】 (財政局長)長寿命化計画に中山間地域医療施設という項目があり、令和6年度からの取組になっている。1年ずれることについては、公共建築課とも調整しているのか。 (医療政策課長)調整している。 (財政局長)長寿命化計画の改訂があるので、齟齬が出ないようにお願いしたい。 (財政担当部長)再編が1年ずれることによって、指定管理期間終了後、令和9年度の再編までに1年の期間が生じる。指定管理者を公募するにあたり、適切に競争性が働く形での募集ができるのか。1年間ずれることにより何にどう影響するのかについては、積極的に説明する必要があると思われる。</p> <p>原案のとおり上部会議に付議する。 ただし、庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。</p>
<p>戦略会議の 主な議論</p> <p>(10/30)</p>	<p>【提出された署名等について】 ○(市長)10月24日に中山間地域の診療所存続を求める会から2,400筆程の署名と要望書が提出されたと聞いているが、その概要を聞きたい。 (健康福祉局長)会に所属する8名が来庁され、要望書と署名を頂戴した。2,449筆と聞いていたが、同一人物等を精査し、有効数は2,398筆と確認している。署名については、全体の約3割が相模湖地区であり、その中でも千木良と寸沢嵐が多い。また、地域別の署名割合については、青根、千木良が約3割と多く、相模湖全体では約1割となっている。旧市域も含めた署名であるが、藤野、相模湖、津久井の旧3町の割合が全体の7割といった状況である。 ○(石井副市長)10月24日に、2,449筆の署名を直接受けた立場としては、その署名に対する議論が十分にされてないと感じている。</p> <p>【基本方針案の記載内容等について】 ○(市長)令和4年8月の戦略会議で諮った基本方針案は、地域に配布したのか。 (健康福祉局長)配布している。 (市長)前回方針案に記載のあった「車両を用いた」という言葉が消えている。体験会は非常に好評だったと聞いており、地域に公開した経緯からすると、この視点が方針からなくなることに違和感がある。 (健康福祉局長)今回、文言整理するに当たり、1の「在宅医療の充実」と2の「オンライン診療の推進」については、内容が似通っているため、一本化したものである。ただ、指摘のとおり、車両を用いた訪問型オンライン診療と分かりやすくなるよう、意見を踏まえ修正する。 ○(市長)地域おこし協力隊とは、中山間地域の医療について連携をしているのか。 (医療政策・感染症担当部長)連携に向け、調整しているところである。</p> <p>【こどもの意見聴取について】 ○(市長)今年の7月に実施した子どもからの意見聴取について、どのような意見が出たのか。 (医療政策・感染症担当部長)津久井高校、北相中学校、藤野中学校、青和学園の4か所を訪問した。 (地域医療対策室長)「通院は高齢者にとって大変なものであり、オンライン診療や訪問診療があると良い。」「足腰が弱っても、医師に自宅で見てもらえるのは安心である。」「薬局などを置いて、少しでも丁寧にするべきである。」といった意見があった。 (市長)自分たちにとっての観点での意見はなかったか。 (地域医療対策室長)中・高生は、診療所に通う機会自体が減っており、自分たちにとってよりも、高齢者への心配についての意見であった。ただ、いずれの質問に対しても、9割方、基本方針の内容について、そのとおりだと思うという回答をいただいている。</p> <p>【診療所の再編について】 ○(市長)診療所再編の時期について、藤野の統合時期を方針案から1年遅らせるということで、施設修繕に要する期間であると思うが、統合後は移転先を探すことになるのか。 (医療政策・感染症対策担当部長)移転するかどうか含め、時間・経費面を勘案しながら整備していく。 (市長)方針案を策定時に、修繕に期間を要することは把握できていたと考えるが、ここで遅らせるに至った経緯を聞きたい。 (健康福祉局長)昨年の段階では、まず基本方針を策定して、地域の意見を聞きながら、再整備について検討するという形で整理をしていたが、地域住民から、公式非公式、様々な場面でご意見をいただき、基本方針に盛り込んでいる内容については、しっかりと道筋を示さなければ理解が得られないということで、改めて検討を進めた結果、1年ずらすことでより具体的なところまで踏み込み定めていくこととした。 ○(市長)青根の診療所について、現状は土曜日と、隔週で金曜日が診療日となっているが、令和6年度は週3回ということで、医師の目途は立っているのか。 (健康福祉局長)修学医師等、対応できる予定である。</p>

(市長)3日に戻すのは、地域の要望か。

(医療政策・感染症担当部長)現状は医師の確保ができず、やむを得ず週1日もしくは隔週で週2日になっている状況があるが、もともと週5日のところ、日数を減らした結果が週3日である。

○(緑区長)スケジュールを当初の予定から1年間遅らせることについて、地域に説明していくことになるが、遅らせるに至った理由の一つとして、統合先の診療所に、まだまだ機能的に不備があるといったことがあった。1年間遅らせ、その前に改修工事をすることによって、地域の人たちが課題として挙げていたことは、ある程度解決をすると考えて良いか。

(医療政策・感染症対策担当部長)例えば、改修をしながら2人体制にするといったことを、実現可能なものとして提示していく必要があり、そういった点から1年とさせていただいた。

(緑区長)そうすると1年だけでなく、2年、3年と、地域住民が課題だというもの解決するまで遅らせる方法もあるのか。

(医療政策・感染症対策担当部長)高齢化が進む中で、アンケート結果からも在宅医療を望む声を把握しているため、そういった意味では、一刻も早く、2人体制にし、1人が在宅医療や訪問診療を行う体制しなければならないと考えている。

○(緑区長)地域の住民の理解が足りていないというのも1年遅らせる理由であると思うが、その1年で、地域の住民の理解をどういう面で強化していくのか。例えば、オンライン診療などは、まだまだイメージが湧いていない方が多いと思われる。

(医療政策・感染症対策担当部長)オンライン診療については、令和6年度に2ヶ月ほど、モデル的に実施する。その後、令和7年度についても、令和6年度の結果を踏まえながら、さらに実証事業を行っていく予定である。

○(奈良副市長)パブリックコメントへの市側の答えが、意見に対して、確かにそれは検討する必要があるであったり、時間がかかるから令和8年を9年にするであったり、地域や団体から出る意見を想定した準備が足りなかったように感じている。

【通院手段の確保について】

○(市長)通院手段について、具体策を示すことによって地域の安心につながると思われる。相模湖のけんこう号など、もう少し具体的に書いた方が良いと思われる。

(健康福祉局長)けんこう号については、通院手段の一つとして有効な手段であると考えているが、具体化できていないので、表現については検討が必要である。今年度から、中山間地域に限らない取組として、地域おでかけサポート推進事業も始めているので、こういった事業の活用について、地域としっかり話をしていきたいと考えている。

(市長)教育委員会のスクールバスが藤野や津久井地域を走っているが、登下校の時間以外の日中は使用していないので、その活用も検討いただきたい。

(健康福祉局長)他局ともうまく連携を図りながら、地域にとってより良い方法を検討していく。

【近隣自治体との連携について】

○(市長)上野原市からは、医療に限らず、包括連携協定を結びたいという話いただいている。ぜひ連携に取り組んでいただきたい。

【(仮称)中山間地域医療検討会について】

○(市長)中山間地域医療検討会の設置について、メンバーについては、慎重派、反対派にも寄り添っていく必要があるため、バランスを取っていただきたい。

(健康福祉局長)そういった視点から、公募市民をメンバーに入れている。

(市長)どのようなことを話し合っていくのか。

(医療政策・感染症対策担当部長)基本方針に基づく施策を具体化していくものであるため、多岐に渡る。回数等は検討中であるが、幅広く意見をいただこうと考えている。

【医療従事者の確保について】

○(石井副市長)中山間地域の医療の課題として医療従事者の確保が大きなポイントだと思うが、その解決策についての記載はあるか。

(医療政策・感染症対策担当部長)総合的な診療方針能力を有する医師等医療従事者の育成・配置と記載しており、現在25人の修学医師・修学生がいるが、北里大学の修学医師の貸付事業を継続し、活用していくものである。

○(石井副市長)この記載は、従来から実施している事業を指しており、それだけでは足りず、将来的に医師の確保が難しいということではないのか。

(医療政策課長)修学医師の育成は、平成25年度から始めており、ここで一人前になって、診療所で診療ができるようになってきたところである。この取組を継続することにより、しっかりと地域で働いていただく医師を確保していくという考え方である。

(石井副市長)であるならば、医師の確保については課題ではなく、対応できているという認識で良いか。

(医療政策・感染症対策担当部長)制度が始まったばかりであること、今常勤で働いている医師が高齢となり辞められるなど、現状、医師の数が担保できていない状況であるため、修学医師の活用方法を確立していく必要がある。

(石井副市長)今後、3.5診療所で医師6人が必要となるが、北里大学との連携の中で、常時6人を確保できるようになるということで良いか。

(医療政策・感染症対策担当部長)そのとおりである。

(市長)修学医師は卒業後、9年間、市に従事していただくことになっているが、そのうち現場に出るのは何年か。

(医療政策・感染症対策担当部長)9年間のうちの2年間は初期研修、その後3年間は後期研修となる。後期研修3年のうちの半分、それから最後の4年間の最大5.5年間従事が可能である。

(石井副市長)地域住民への説明の際に、医療従事者の確保は大変な課題であるという話をして

いるが、今の話だと若干ずれるように感じており、内容をもう少し詰めさせていただきたい。
○(教育長)修学医師の事業により、従事する6名の医師の確保と同時に育成も行っていけるということ

で良いか。また、2人体制を取ることによって、オンライン診療や訪問診療を充実することができ、

更に移動手段の確保の取組を進めることで中間地域の医療がうまく回っていくということで良いか。

(医療政策・感染症対策担当部長)そのとおりである。

○(市長)修学医師の事業の年間予算はいくらか。

(医療政策・感染症対策担当部長)約1億円である。

(市長)毎年何人修学生として決定しているのか。

(医療政策・感染症対策担当部長)毎年2人ずつである。

(市長)6年間で学費はいくらかかるのか。また、貸付額はいくらか。

(医療政策・感染症対策担当部長)3,000万から4,000万であり、全額である。

【会議のまとめ】

○(市長)住民団体の要望について、有効数は2,398筆とのことであるが、こういった思いも慎重に検討する必要があると考える。また、市民への説明は当然のことながら、議会への説明も丁寧に行っていただきたい。

○(市長)日連と藤野、内郷と千木良の診療所統合について、また、移動手段など、もう少し具体化し、議論することが必要と考える。

継続審議とする

中山間地域の持続可能な医療の在り方に係る 基本方針の策定について

令和6年2月1日
医療政策課 地域医療対策室



前回の会議（令和5年10月30日 戦略会議）以降に検討した項目

- （１）診療所施設の改修等
- （２）通院手段の確保策
- （３）策定に係るスケジュール

① 子育て世代への配慮について <修正箇所> P.2 1 取組の方向性

意見	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもや若者、働き世代に対する考え方の記載が無い。 ・若い世代が安心して子育てができることが大切。
修正の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針は、中山間地域全体あるいは全世代に共通する課題に対応した取組の方向性を示すものであるが、「高齢化の進行」、「フレイル」、「介護予防」等の表現を用いていることから、対象の中心を高齢者に限定していると誤認した意見が出ている。 →「取組の方向性」の中で、誰もが対象であることを明示する。
修正内容	<ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域の医療等に係る課題に対応するため、市所管の診療所を再編することにより生み出すことができる資源（医療資源・財源）やICT（情報通信技術）等を活用し、<u>子どもから高齢者まで、誰もが住み慣れた地域で安心して医療が受けられる</u>持続可能な医療提供体制の確保に資する取組を推進します。

※公表済の原案に下線部分を追加。

② 診療所再編の時期について <修正箇所> P.23 基本方針2

意見	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問型オンライン診療などを検討しているとのことだが、こうしたものをしっかり整えてから再編すべき。 ・藤野診療所は、待合室や駐車場の拡充等、施設の改善が必要。内郷診療所は、混雑の緩和策が必要。 ・診療所の再編（統廃合）は唐突であり、反対。
対応の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・再編に向けて訪問型オンライン診療などの在宅医療の充実策について地域の理解を深める。 (策定期間がずれ込んだ影響で、制度設計の検討が遅れている) ・統合後の診療所の機能改善を図るため、その実現に向けた改修方法の検討を深める。 <p>→ 相模湖地区について、診療所の再編を1年延期する。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">藤野地区について、診療所の再編を2年延期する。</p>
修正内容	<p>【診療所再編の進め方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○津久井地区：青根診療所の診療日数を見直す時期を、令和6年度とする。 ○相模湖地区：千木良診療所を内郷診療所へ統合する時期を、令和<u>9</u>年度とする。（公表済の原案は、8年度） ○藤野地区：日連診療所を藤野診療所へ統合する時期を、令和<u>10</u>年度とする。（公表済の原案は、8年度）

※公表済の原案から下線部分を修正。

診療所施設の改修等

前回の会議以降に検討した項目

○ 藤野診療所

① 方向性	必要な機能や規模を踏まえ、場所や手法を比較検討して決定する ※ 庁内検討ワーキングを設置し、検討を進める。					
	現施設を改修又は建替	工事期間中は、仮設診療所の設置を要す				
	藤野総合事務所の活用	今後、総合事務所の在り方の検討が見込まれるため、本設の移転先としての検討は不透明				
	別地に建替	用地確保の見通し不透明で時間・予算を要す				
② 機能 ・規模	<ul style="list-style-type: none"> 機能は、「診察室×2」、「待合室拡充」、「トイレ男女別化」、「駐車場増設」が必要 規模は、検討を進めたうえで今後精査する 					
③ 事業費 ・財源	<ul style="list-style-type: none"> 事業費は、手法等の比較検討を行ったうえで今後算定する 財源は、国民健康保険調整交付金や公共施設等適正管理推進事業債（集約複合化）の活用を想定 					
④ 工程	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
	基本計画の検討	基本計画の策定	本設の設計調整 仮設の設計等	本設の設計 仮設の整備	本設の整備 仮設の運営	2人体制開始
※ 現施設を改修した場合の想定。						
⑤ その他	<ul style="list-style-type: none"> 院外薬局として、主に駅前の薬局が利用されている 待合室の混雑緩和のため、順番待ちシステムの導入等を検討する 					

○ 内郷診療所 統合時に必要な機能（診察室×2）は、修繕で対応 ※常勤医師がいるため、当面は直営で運営

③ 通院手段の確保について <修正箇所> P.23 基本方針2

意見	<ul style="list-style-type: none"> ・生活に必要な移動手段を確保することが課題となっている。 ・マイカー以外で統合先の診療所へ通院できる手段を検討してほしい。
修正の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域での移動手段の確保は、通院のみならず日常生活全般における地域全体の課題として捉える必要があるため、交通分野や福祉分野等の関連する組織と連携して取り組む。 → 庁内の関係部署と連携した中で、通院手段の確保策を検討していく。
修正内容	<ol style="list-style-type: none"> より効率的に医療を提供するための施設数の適正化 <ul style="list-style-type: none"> ○在宅医療等を効率的に実施できる体制の整備 ○通院手段の確保策の検討 ○検診機能や感染症対応能力の向上 ○駐車スペースの確保策の検討 ○待ち時間の短縮策の検討

※公表済の原案に**下線部分**を追加。

通院手段の確保策

前回の会議以降に検討した項目

○ 通院時の主な移動手段・所要時間 (R3アンケート結果)

約7割が自家用車 (本人又は家族運転) ・平均20分程度

○ 路線バスの現状

- ①相模湖 千木良診療所前から、内郷・三ヶ木方面行、相模湖駅行が 1時間に1本程度
- ②藤野 日連診療所付近から、藤野駅行が 概ね1～2時間に1本程度

○ 通院手段の確保策 (以下は、例示。引き続き検討する。)

- ①「けんこう号」の活用 … ワゴン車3台で運用中。介護予防事業に参加すること等が活用条件。
- ② スクールバスの活用 … 登下校時を除いたバス空き時間等の市所有バスの活用 (午前9時～正午)
天候やカリキュラムによる登下校時刻の変動もあり、確保は不安定。
別途、一般旅客自動車運送事業の許可を受けた運転手を確保や保険加入、
既存の公共交通事業者との調整等が必要。

この他、訪問型オンライン診療実証事業の結果等を踏まえ、**診療所の車両等を活用した通院手段の確保策**について引き続き検討する。

併せて「地域おでかけサポート推進事業」や「津久井地域福祉有償運送事業者支援」等、当該地域の移動手段の確保を支援する取組の継続による移動環境の充実を見込む。



④ 近隣自治体との連携について <修正箇所> P.24 基本方針2

意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ICTの活用など近隣自治体（上野原市）と連携しながらぜひ検討を進めてほしい。 ・青根診療所には、道志村からの受診者もいる。広域連携の検討も必要では。
修正の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣自治体との連携を深め、地域ニーズに即した医療を提供していくことは意義があるため、積極的に取り入れたい。 <p>→ 取組として「近隣自治体との連携に係る検討」を新たに位置付ける。</p>
修正内容	<p>4 病院等との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○検査機器など病院が持つ機能の活用 ○在宅医療、外来医療及び入院医療の連携強化 ○近隣自治体との連携に係る検討

※公表済の原案に下線部分を追加。

【修正後】取組の方向性と基本方針の内容

前回の会議から「一部変更」

■ 取組の方向性

中山間地域の医療等に係る課題に対応するため、市所管の診療所を再編することにより生み出すことができる資源（医療資源・財源）やICT（情報通信技術）等を活用し、子どもから高齢者まで、誰もが住み慣れた地域で安心して医療が受けられる持続可能な医療提供体制の確保に資する取組を推進します。

【基本方針1】在宅医療の充実と医療・介護の連携推進

- かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の更なる普及促進
- 医療・介護関係者の多職種・多機関の連携強化
- 在宅ケア連携室・在宅歯科医療地域連携室等の普及促進
- 家族介護者の支援
- 在宅医療の充実
- オンライン診療の推進
- 地域の中核を担う診療所として機能
- 切れ目のない在宅医療と介護の連携体制の推進

○：地域全体での取組
●：市所管の診療所での取組

【基本方針2】医療資源や財源の効率的な活用

- 情報共有のための顔の見える関係づくりの推進
- ICT（情報通信技術）の利用による医療資源の効率的な活用の推進
- 在宅医療・介護連携を支える人材の確保
- より効率的に医療を提供するための施設配置の適正化
- 医療従事者（総合的な診療能力を有する医師等）の育成・配置
- 診療所の運営の効率化
- 病院等との連携強化

【基本方針3】地域と連携した疾病予防・介護予防等の推進

- 市民による健康づくりや介護予防の取組への支援
- 自ら行う健康管理の取組への支援
- 地域と診療所の「顔の見える関係づくり」

【修正後】診療所再編の考え方

前回の会議から「一部変更」

- ① 在宅医療等を効率的に実施できる体制とするため、医師2人体制とします。
- ② 医師2人体制とするため、原則として、地区ごとに1診療所に統合します。
- ③ 民間の医療機関を含め、多職種・多機関の連携を進めます。

○津久井地区：青根診療所は、青野原診療所に統合します。

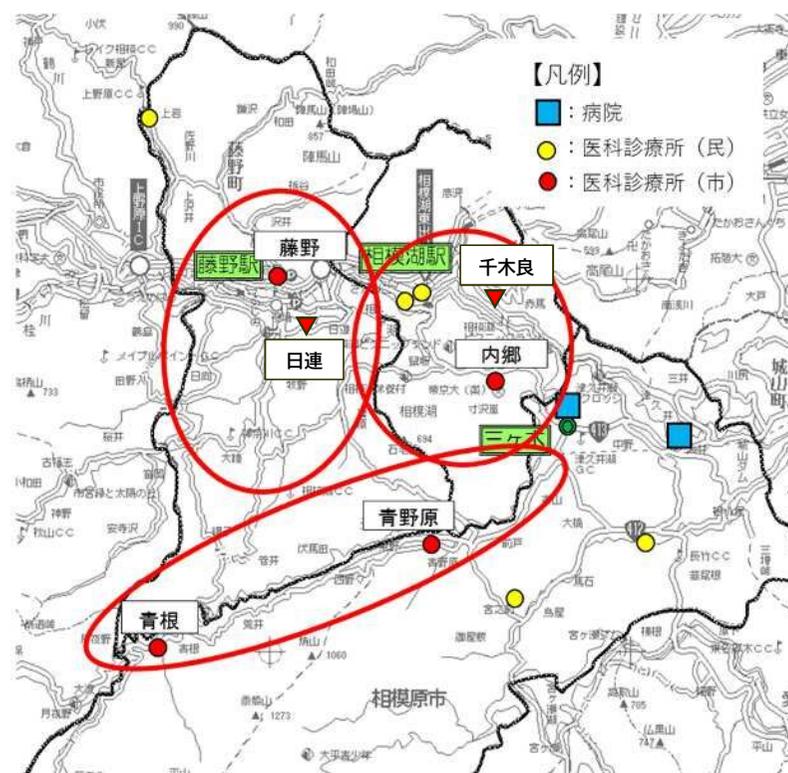
ただし、青根診療所は、令和6年度を目途に診療日数の見直しを行ったうえで、青野原診療所の分院として当面維持します。

○相模湖地区：千木良診療所は、令和9年度を目途に内郷診療所に統合します。

○藤野地区：日連診療所は、「令和10年度」を目途に藤野診療所に統合します。

※ 統合に当たっては、必要な改修等を行います。

※ 医師の確保状況、施設の改修方法等により、再編の実施時期がずれることがあります。



診療所再編の流れ

前回の会議から「一部変更」

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
指定管理	指定管理期間（5年）R3～R7			新たな指定管理期間 R8～		
			次期選考	期間中に再編が進むことを前提に制度設計		
条例等改正 （見込み）	国保規則改正 （青根）	市立条例改正等 （廃止・次期選考）				
青根 ＜国保・直営＞		診療日数減				
青野原 ＜市立・指定＞						
内郷 ＜国保・直営＞	修繕内容 検討	修繕内容 検討・決定	【設計】	【修繕】	2人体制	
千木良 ＜市立・指定＞					解体等	
日連 ＜国保・直営＞						解体等
藤野 ＜市立・指定＞	基本計画 検討ワーキング 【検討開始】	基本計画 検討ワーキング 【基本計画策定】	本設の設計調整 【仮設の設計等】	【本設の設計】 【仮設の整備】	【本設の整備】 【仮設で運営】	2人体制

※市立診療所の国保直診化や、国保診療所の指定管理への移行については、別途検討する。

時 期	内 容
2月	基本方針策定【決裁】 市議会、報道、地域保健医療審議会への情報提供 医療関係団体、地域団体への周知 (医師会等、自治会組織、まちづくり会議 など)
3月	国保診療所 規則改正 (青根診療所の休所日) 広報さがみはら、地域情報紙等で周知 (基本方針、委員公募 ※)
5月	(仮称) 中山間地域医療検討会 ※

※ 中山間地域の住民や、医療・介護に関わる団体の代表者等が意見交換を行う協議会を新たに設置。

※ 当面は、訪問型オンライン診療事業の具体化や、診療所に求められる機能等について意見交換。

事案調書(戦略会議)

審議日 令和6年2月1日

案件名	2027年国際園芸博覧会(GREEN×EXPO2027)への参加について					
所管	環境経済	局 区	部 水みどり環境公園	課 担当者	内線	
事業効果 総合計画との関連	事業効果	国際的な園芸博覧会の中でも最上位であるA1(エーワン)ランク規模の本博覧会に参加することで、本市の取組や魅力を国内外に発信することができるため、1,000万人超の来場者に向けて効果的なシティプロモーションが可能となるもの。				
	効果測定指標	(定量面)本市出展への入場者数、コンペティション順位 (定性面)入場者アンケート			施策番号	
	事業効果 年度目標	R5	R6	R7	R8	R9
	※出展申込み(以降屋外出展に関するもの)	※出展の内定	※出展準備(契約、デザイン、設計)	※施工、設営	○入場者アンケート実施	

審議事項	<p>○国際園芸博覧会への参加に係る意思決定について ⇒2027年国際園芸博覧会協会から提案されている事業のうち、屋外出展については300㎡程度の庭園、建物付きでの出展を想定、イベント(催事)については今後参加の可否を検討する。 ※屋外出展は申込の開始時期や予算要求が早い時期にあるため、取り急ぎ参加に係る意思決定が求められる。</p> <p>○推進体制について ⇒屋外出展に関しては庭園を造成することが主になるため、公園課・水みどり環境課を中心として環境経済局で担当 ⇒博覧会協会から別に提案されているイベント参加(催事)については、市のPRが主になるため、参加の可否、規模等の検討を含めて観光・シティプロモーション課で検討する。</p>
戦略会議 審議結果 (政策課記入)	○差し戻しとする。

事案概要

- ・国際園芸家協会(AIPH)の承認を得て開催される国際的な博覧会
- ・規模に応じて4つランクがあるが、最上位のA1(エーワン)ランク相当
- ・1990年に大阪で開催された「国際花と緑の博覧会(大阪花の万博)」が唯一の実績(37年ぶり)
- ・開催時期は、2027年(令和9年)3月19日(金)～同年9月26日(日)の約6か月間
- ・開催場所は、横浜市(旧上瀬谷通信施設、約100ha)
- ・開催主体は、公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会が自治体等へ参加を依頼

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール						
	R5	R6	R7	R8	R9	R10
実施内容	<p>屋外出展</p> <p>庁内調整 → 組織・定数要求 → テーマ・仕様の検討 → 参加申込 → 庁議 → 予算要求 → 基本設計 詳細設計 → 施工 → 事業実施 3月～9月 → 撤去</p>					
	<p>催事参加</p> <p>関係機関との調整 → 催事参加内容の検討・調整 → 参加申込 → 予算要求 → 運営体制の調 → 事業実施 3月～9月</p>					

○事業経費・財源		(千円)							
項目	補助率/充当率	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
事業費(費)				20,000	80,000				
うち任意分									
特財									
国、県支出金									
地方債									
その他									
一般財源		0	0	20,000	80,000	0	0	0	
うち任意分									
捻出する財源※2									
一般財源拠出見込額		0	0	20,000	80,000	0	0	0	
元利償還金(交付税措置分を除く)									
捻出する財源概要									

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入) (人工)

項目		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
実施に係る人工	A		1	1	1	1		
局内で捻出する人工※	B							
必要な人工	C=A-B	0	1	1	1	1	0	0

局内で捻出する人工概要

SDGs 関連ゴールに○ (○は3つまで)	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16	17	
				○		○			

日程等 調整事項	条例等の調整	なし	議会提案時期		報道への情報提供	なし
	パブリックコメント	なし	時期		議会への情報提供	なし

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
関係課長打ち合わせ会議 (10/23)	内容:①国際園芸博覧会の概要、検討経過の情報共有について ②検討体制及びスケジュールについて 出席課:政策課、広域行政課、観光・シティプロモーション課、人事・給与課、財政課、水みどり環境課、公園課、都市建設総務室、地域経済政策課
観光・シティプロモーション課	庁議資料の調整(検討体制に関するもの)
人事・給与課	庁議資料の調整(検討体制に関するもの)
政策課	庁議資料の調整(全体)

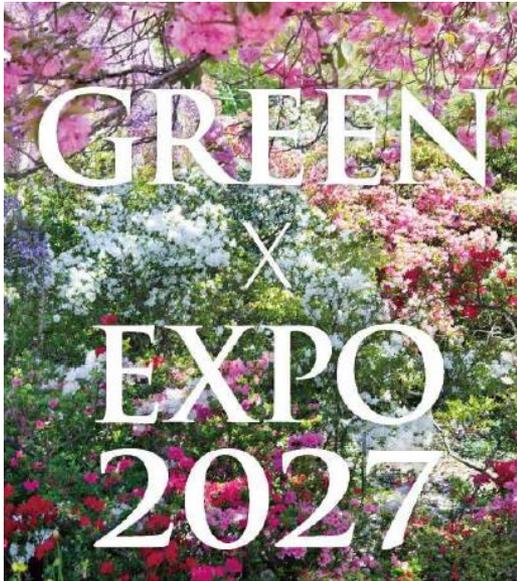
備考	

庁議におけるこれまでの議論

<p>調整会議の 主な議論 (12/8)</p>	<p>【国際園芸博覧会に参加する目的、メリットの明確化について】 ○(財政課長) 出展するメリットは資料に示されているが、本市が出展する目的や効果、市がPRするのにより機会であることが分かるように、説明資料を追加したほうが良い。 →(地域経済政策課長) 世界に本市をどうアピールするかは、庁内で出展内容について検討していく必要があると考えている。 →(観光・シティプロモーション課長) 園芸博覧会としての大きなテーマがあると思うので、それに沿って、脱炭素など、本市の特徴をどうPRしたらよいか考えるのが大事ではないか。 →(財政課長) 何をやるのか定まっていないことは分かるが、PRに1億円を要することについて、説明資料を追加したらどうか。</p> <p>【出展に係る意思決定の範囲について】 ○(総務法制課長) 事業経費及び必要人工は屋外出展のみを想定したもので、屋内出展及びイベントは別途経費が発生するというものでよいか。 →(地域経済政策課長) そのとおりである。なお、屋外といっても、花の寄せ植え等のみどりだけでなく、ロケット等の構造物を設置するということも考えられるが、そうした経費は計上していない。300㎡の出展で概算1億円を見込んでいる。 ○(財政課長) 屋外出展に絞った審議ということによいか。 →(地域経済政策課長) 屋外出展の申込が年明けに開始されることから、屋外出展に関してのみ庁議に諮った。屋内出展やイベントの詳細については、来年度の今ぐらいの時期に出てくると思われるので、それを踏まえて参加の可否について検討していくことになる。 ○(総務法制課長) 屋内出展やイベントに関しては、今後、改めて意思決定を行うことが分かりづらいため、そうした説明も資料に示した方が良いのではないか。</p> <p>【令和6年度の推進体制について】 ○(人事・給与課長) 令和6年度の推進体制として、1名の人工が必要だと相談を受けている。令和6年度の事務としては、屋外出展の検討と連絡調整だと認識しているが、1名の人工を年度当初から要するの判断しかねる。年度途中の10月から増やすということも考えられる。 →(公園課長) 令和8年度の工事に向けて、令和7年度に基本設計や詳細設計を行う必要があるが、令和6年度には基本計画の策定も想定しており、1名の人工が必要だと考えている。 →(人事・給与課長) 内容が明確化した段階で、人工を付ければよいのではないか。必要人工については別途調整させていただきたい。 →(水みどり環境課長) おそらく年明け以降になれば、加速的に内容が決まってくると考えている。その都度相談させていただきたい。</p> <p>≪原案を一部修正し、上部会議に付議する。≫</p>
---------------------------------------	--

<p>決定会議の</p> <p>主な議論</p> <p>(12/13)</p>	<p>【国際園芸博覧会への参加の必要性・九都県市の協力等について】</p> <p>○(財政局長)参加の必要性は理解している。国際園芸博覧会のランクは最上位のA1ランクということだが、オリンピックや万博と同等であるという認知度が著しく低く、市として行財政改革構造改革プランの第2期を進めている中で、1億円もの予算計上をしていくのは厳しいと思うので、単なる花博覧会ではなく、オリンピックに等しい事業であることを周知していく必要があると思う。また、環境経済局の説明のとおり、全庁的に取り組む必要があるならば、総合計画推進プログラムに位置付けて、予算の枠を確保していく必要があると思う。なお、財政局としては、中長期的な財政推計のために、年度ごとの経費を明確にしてほしい。</p> <p>→(地域経済政策課長)事業調書の予算については、令和7年度は庭園の設計などの経費として2千万円、令和8年度は設置・維持管理・撤去などの経費として8千万円を計上している。令和6年度は経費が掛からない。</p> <p>○(財政局長)オリンピックなどのレベルになると、主催者から職員の派遣を求められることが多く、それぐらいのレベルの事業となれば、予算を付ける必要性も高まると思われる。</p> <p>→(地域経済政策課長)現在、博覧会協会から職員1名の派遣を求められており、人事給与課に相談している。</p> <p>○(総合政策・少子化対策担当部長)市長が出席している九都県市や指定都市の会議でも横浜市から説明がされており、参加は必要だとは思いますが、参加する以上、参加目的を整理した方がよい。他自治体の参加の意向はどうか。</p> <p>→(地域経済政策課長)さいたま市や千葉市が参加を検討している。</p> <p>【出展内容等について】</p> <p>○(総合政策・少子化対策担当部長)今回の審議は屋外出展に限ったものと認識しているが、リニア等の構造物を設置する際は屋内出展を想定しているのか。</p> <p>→(地域経済政策課長)屋外出展において、リニアなどの造形物を設置することが出来るので、世界に向けて、市のシティプロモーションを行っても良いと考える。</p> <p>○(財政局長)屋外出展に関して、園芸に関するコンセプトはどうなっているのか。</p> <p>→(地域経済政策課長)花や緑の関わりを通じて、SDGsの達成等、世界共通で進めるべきものに取り組むというのが大きな目的となっている。また、国際的なイベントなのでインバウンドを意識したPRをしようという狙いもある。</p> <p>→(水みどり環境課長)屋外出展の具体的な内容については、詳細は市町村に委ねられており構造物も設置できる。開催期間には夏季も含んでおり、東屋のようなものを設置することも考えられる。一方、屋内出展はフラワーアレンジメントや盆栽などがイメージとして提示されている。なお、物販は屋内出展では実施できず、催事イベントやマルシェなどで行うこととなり、詳細は今後示される。</p> <p>【参加表明について】</p> <p>○(市長公室長)参加表明を保留とするのは可能か。または、参加の意向を示しても、その後予算が付かないなどの理由により、参加の意向を取り下げることができるのか。</p> <p>→(地域経済政策課長)横浜市はこのための局を設置したと聞いており、県内の広域連携の中で、本市が参加を表明しないということができるのか。</p> <p>→(水みどり環境課)説明会では、契約し予算が必要になるのは先にも関わらず、先に意思表示をすることに懸念を示す自治体もあった。それに対して、協会としては区画の割り当てを行いたいので、先に参加の意向を確認したいとのことで、事情により後で参加意向を取り下げることが可能と説明していた。</p> <p>○(財政局長)今後、九都県市全体で協力するという流れになれば、出展も認められやすいのではないかと。</p> <p>→(総合政策・少子化対策担当部長)九都県市は横浜市から協力を求められていることから、基本的な本市の姿勢としては参加するものだと考えている。</p> <p>→(地域経済政策課長)環境経済局だけでなく、全庁的に参加に向けて検討すべきものだと考える。</p> <p>【国際園芸博覧会の経費について】</p> <p>○(財政担当部長)環境経済局だけの事業として約1億円の予算計上は難しい。当該事業が本市をPRしていく絶好の機会だとして、今後物価高騰で資材価格等が上昇しても、他の予算を凍結してでも出展するというのであれば、市として政策的に意思決定をしておく必要があると思う。</p> <p>○(市長公室長)全庁的に取り組むべきことを踏まえて、戦略会議で審議することとする。</p> <p>≪原案のとおり上部会議に付議する。≫</p>

2月1日（木）戦略会議



2027年国際園芸博覧会 (GREEN × EXPO2027) への参加について

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT **GOALS**

環境経済局 水みどり環境課・公園課

1. 概要

- ・ 国際園芸家協会（A I P H）の承認を得て開催される国際的な博覧会
- ・ 規模に応じて4つランクがあるが、最上位のA 1（エーワン）ランク相当
- ・ 1990年に大阪で開催された「国際花と緑の博覧会（大阪花の万博）」が唯一の実績（37年ぶり）
- ・ 開催時期は、2027年（令和9年）3月19日（金）～ 同年9月26日（日）の約6か月間
- ・ 開催場所は、横浜市（旧上瀬谷通信施設、約100ha）
- ・ 開催主体は、公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会が自治体等へ参加を依頼

2. 経過

- ・ 第1回2027年国際園芸博覧会推進連絡会議（WEB会議）（R4.12.2）
- ・ 第2回2027年国際園芸博覧会推進連絡会議（WEB会議）（R5.5.17）
- ・ 国際園芸博覧会協会事務局との打ち合わせ（R5.6.19）
- ・ 第3回2027年国際園芸博覧会推進連絡会議（WEB会議）（R5.7.25）
- ・ 国際園芸博覧会協会事務総長表敬訪問（R5.9.6）
- ・ GREEN×EXPO2027 共創キックオフミーティング（R5.9.26）
- ・ 国際園芸博覧会協会事務局との打ち合わせ（R5.10.18）
- ・ 関係課長打合せ会議（R5.10.23）
- ・ 調整会議（R5.12.8）
- ・ **決定会議（R5.12.13）**

3. 開催テーマ

「**幸せを創る明日の風景**」をテーマに、花や緑との関わりを通じ、自然と共生した持続可能で幸福感が深まる社会の創造を目的として開催。

【サブテーマ】

- ①自然との調和 Co-adaptation
- ②緑や農による共存 Co-existence
- ③新産業の創出 Co-creation
- ④連携による解決 Co-operation

上記のテーマを踏まえて、本市が参加する目的は次のとおり

1. 開催県及び県内の政令指定都市として協力するとともに、**九都県市と連携し、SDGsの達成やグリーン社会の実現を推進**するもの
2. 「自然と人が共生するまち相模原」を目指す本市として、「**都市と自然がベストミックスしたまち**」の魅力を国内外にPRするとともに、市民の緑や環境に対する意識啓発・向上につながるもの
3. 本市の様々な観光資源を使って、本市の**観光振興へ貢献するとともに本市の魅力のアピール**するもの

4. 本市が参加するメリットと方法

(1) メリット

- ①本市の知名度（JAXA、リニア）や存在感を世界的に向上
- ②本市の取組（SDGs、脱炭素）を日本及び世界に発信
- ③1,000万人超の来場者に向けたシティプロモーション
- ④参加者間の新たなつながりの獲得、連携や共創を拡大

👉本市の魅力や総合計画の重点テーマで掲げる項目を中心に広くPRすることができる

少子化対策、雇用促進対策、中山間地域対策、ロボット、地域の祭り・イベント etc

⇒市の施策や魅力、個性を最も効果的にPRできる具体的な手法を
庁内全体で検討する必要がある

(2) 参加方法

自治体の参加方法には出展（①屋外出展と②屋内出展の2種類がある）と③イベント（催事）がある

多様な出展イメージ

各自治体の特色に合わせて、多様な出展・催事テーマを選択可能

観光

- ・ 地域特有の文化
- ・ 観光名所
- ・ ガーデンツーリズム
- ・ 有名祭事
- ・ 国際イベント
- ・ 伝統工芸
- ・ アート



地方創生

- ・ 移住促進
- ・ 企業誘致
- ・ GX関連産業

花・緑

- ・ 技術、デザイン
- ・ 伝統園芸
- ・ 新商品
- ・ 企業連携
- ・ 生物多様性



農・食

- ・ 果樹・野菜・畜産
- ・ 里山の自然共生
- ・ 農福連携
- ・ 農業技術
- ・ 食文化
- ・ ジビエ



①屋外出展

- ・優れた造園技術やデザイン、地域資源のPR、環境などへの取組等を展示する庭園や花壇出展（物販は不可）
- ・出展期間は「全期間」192日間
- ・区画規模は、1区画25㎡～（複数区画の使用可）
- ・出展料は無料。設計・施工・撤去費用が必要



②屋内出展

- ・ 協会が整備する施設内で、屋内庭園やフラワーアレンジメント、生け花、盆栽などの作品の出品や花き園芸植物、文化活動、地域資源などの出展（物販は不可）
- ・ 1区画20㎡～、出展料は無料。全期間出展と短期間出展（9日間程度）がある
- ・ 自主施工方式のみ。デザイン、材料調達、施工、メンテナンス、撤去を行う必要あり



③ イベント（催事）

- ・ 会場内に設けられた催事場で自治体独自の催事を実施
- ・ 自治体デーとして「都道府県の日」、「市の日」などを設定してPRを行う
- ・ 催事場では物販やワークショップ等のPRイベントが可能。**催事場の利用料及び費用**（材料費、人件費等）は自己負担



出展テーマ（例）と配置案



5. 協会から本市へ提案について

2027年国際園芸博覧会協会から以下の参加提案あり（令和5年10月18日）

（1）出展

川や山が近く、大規模公園、JAXA相模原キャンパスなど、都市と自然が融合した相模原の魅力をPRできる展示
（具体的には、屋外で300㎡程度の庭園、建物付きを想定）

（2）イベント

「相模原市の日」を設定し、催事スペースにおけるイベントの実施
（式典、祭り、ショー等）

（3）その他

マルシェでの市内農産物「さがみはらのめぐみ」の物販など

6. 本市の参加について

(1) 屋外出展の意思決定について

- ・ 国際園芸博覧会は国や県が一丸となって取り組む一大事業
- ・ 本市の魅力を国内外に効果的に発信できる絶好の機会であり、近隣自治体の動向を鑑みても参加することが望ましい
- ・ 出展方法によって参加の申し込み時期が異なるが、屋外出展は、令和6年3月中旬から7月までの1次募集と9月から令和7年2月までの2次募集があり、予算要求の時期等を考えると1次募集の締め切りまでには意思決定をする必要がある。

(2) 他市の状況

神奈川県・横浜市・川崎市は屋外出展に参加予定

(3) 経費

協会が全国都市緑化フェアから屋外出展の経費を試算

【都市緑化フェア】 期間約2ヶ月、面積40m² ⇒ 約1,000万円
(都市緑化仙台フェアの横浜市実績)

※都市緑化フェアの一般的な出展経費(建物含まず)

⇒ 期間約2ヶ月、面積(1区画)25m² で 約250万円

【国際園芸博覧会】期間約6ヶ月、面積300m²に換算すると約1億円

想定される費用：材料費(植物、樹木、資材、工作物等)、建物費、
維持管理費、撤去費、設計調整費 など

※積算 ①期間が約6ヶ月のため、緑化フェアの3倍

約250万円 × 3ヶ月分 = 750万円

②面積が300m²のため、上記①の12倍

①約750万円 × 12区画 = 9,000万円(建物込で約1億円と想定)

※上記金額には、屋内出展・イベント(催事)は含まれない。屋内出展・イベントについては協会から示される募集内容や時期を注視しながら、検討を行うこととなる。

7. 推進体制（案）について

（1）屋外出展

庭園を造成することが主になるため、公園課・水みどり環境課を中心として環境経済局で担当する

（2）イベント参加（催事）

市のPRが主になるため、出展の可否などについて、市長公室が主体となって検討する

（3）令和6年度に想定される事務と職員体制

- ・ 博覧会協会や推進連絡会議との連絡調整
- ・ 庁内検討会議の開催や外部関係団体との調整
- ・ 国際園芸博覧会の機運醸成に係る関係機関との調整
- ・ 屋外出展に係る展示内容の企画検討、予算調整

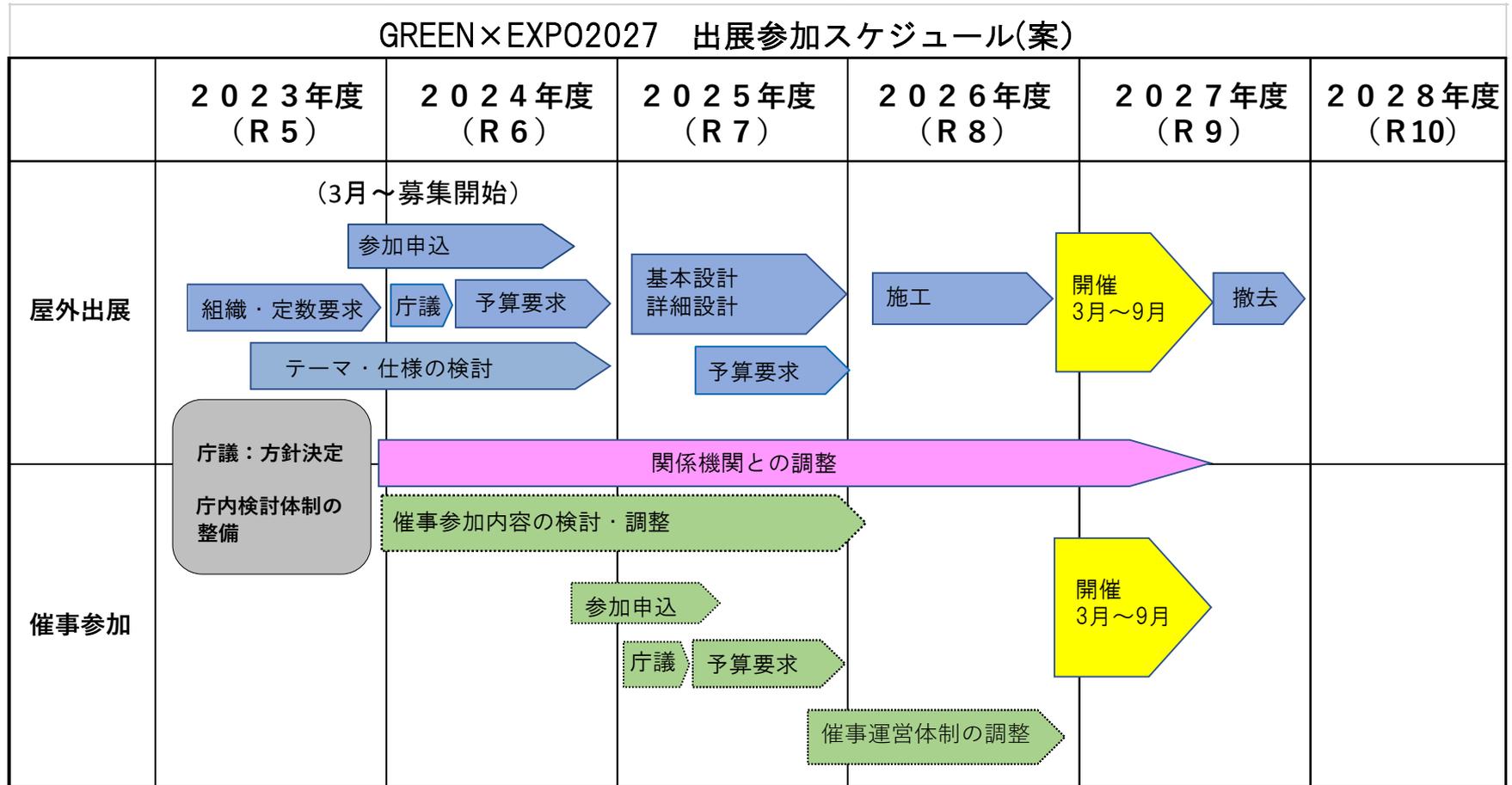
⇒令和6年4月～ ※人事・給与課と調整中

- ・ 環境経済局に専任職員（主幹級又は副主幹級）配置（1名）

※市のPRの具体的な方針の検討や庁内・関係団体等の調整について専任職員の配置が必要

※出展に関わる関係課の協力が必須

(4) スケジュール (案)



事案調書(戦略会議)

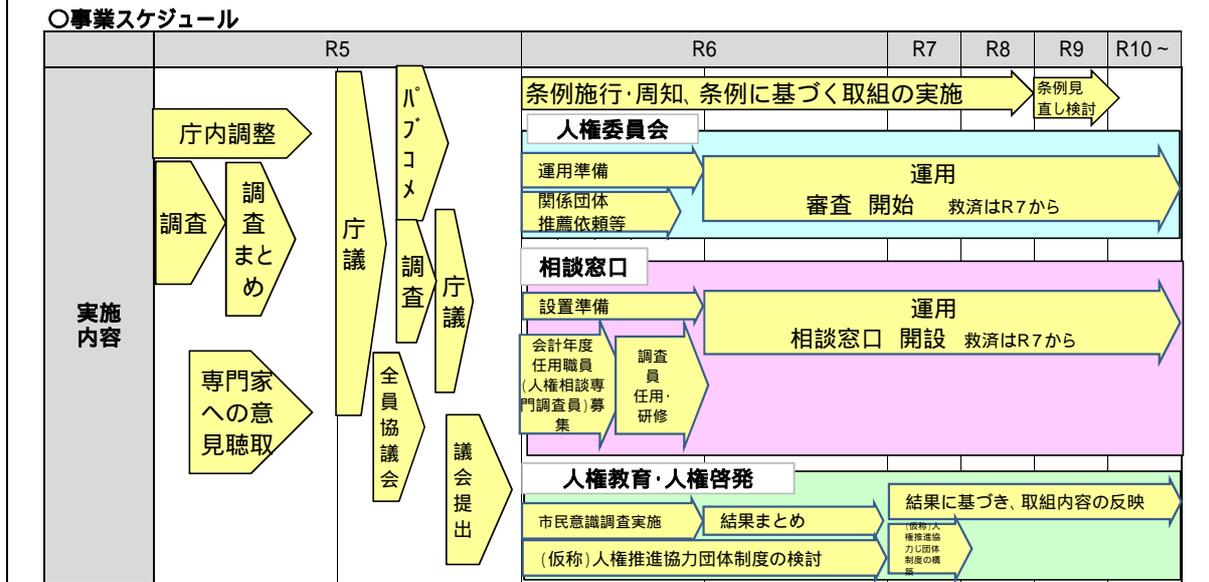
審議日 令和6年2月2日

案件名	相模原市人権尊重のまちづくり条例(案)の制定について						
所管	市民	局区	部	人権・男女共同参画	課	担当者	内線
事業効果 総合計画との関連	事業効果	人権施策を推進することにより、多様性を認め合い、不当な差別の解消につながり、人権尊重のまちづくりをより一層進めることができる。					
	効果測定指標	人権が尊重されていると思う割合				施策番号	13
		R5	R6	R7			
	事業効果 年度目標	条例の制定	条例に基づく取組の実施 条例の施行、周知 相談窓口開設 運用準備 救済、審査開始 意識調査実施 調査まとめ (仮称)人権推進協力 団体制度の構築 (仮称)人権推進協力団体 制度の検討				
審議事項 (庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論)	相模原市人権尊重のまちづくり条例(案)の制定について パブリックコメント、市民意識調査、各種団体からの要望書の提出など、条例(案)骨子に対する 多種多様な意見を踏まえ、条例(案)を検討するもの						
戦略会議 審議結果 (政策課記入)	原案のとおり承認する。 ただし、庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。						

事案概要

一人ひとりがかげがえのない個人として尊重され、お互いの人権を認め合う共生社会の実現に向け、条例を制定するもの。また、人権侵害を受けた者に対する相談・支援体制の充実、差別の解消に向けた対応、不当な差別的言動を行わせない仕組みを設けるなど、人権施策の充実を図るもの。

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工



○事業経費・財源		(千円)						
項目	補助率/充当率	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
事業費()		6,690	14,578	13,685	13,685	13,685	13,685	13,685
うち任意分								
特財								
国、県支出金		1,674	1,674	1,674	1,674	1,674	1,674	1,674
地方債								
その他								
一般財源		5,016	12,904	12,011	12,011	12,011	12,011	12,011
うち任意分								
捻出する財源 2								
一般財源拠出見込額		5,016	12,904	12,011	12,011	12,011	12,011	12,011
元利償還金(交付税措置分を除く)								
捻出する財源概要								

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入) (人工)

項目		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
実施に係る人工	A		3	3	3	3	3	3
局内で捻出する人工	B							
必要人工	C=A-B	0	3	3	3	3	3	3

局内で捻出する人工概要

SDGs 関連ゴールに (は3つまで)	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	○					○			
10	11	12	13	14	15	16	17		
○						○			

日程等 調整事項	条例等の調整	条例	制定あり	議会提案時期	令和6年3月	定例会議	報道への情報提供
	パブリックコメント				時期		議会への情報提供

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
人権施策審議会	令和元年11月～令和5年3月(全23回開催)
人権施策推進会議(R5.4.14)	答申の説明
関係課長打ち合わせ会議(R5.7.14)	不当な差別的言動への対応について(公の施設の利用制限)
関係課長打ち合わせ会議(R5.7.20)	人権教育・人権啓発、相談支援体制
関係課長打ち合わせ会議(R5.7.25)	人権委員会・救済
人権施策推進会議(R5.7.31)	人権教育・人権啓発、相談支援・救済
人権施策推進会議(R5.9.25)	不当な差別的言動への対応について
調整会議(R5.10.6、R5.10.12)	
決定会議(R5.10.26、R5.11.1)	
戦略会議(R5.11.6、R5.11.8)	
戦略会議(R6.1.25)	

備考	アンケート調査の実施、専門家による意見聴取の実施
	関係課との打ち合わせ(公の施設の利用制限、禁止措置、人権委員会の設置について) 市民意識調査の実施

庁議におけるこれまでの議論

調整会議の
主な議論
(10/6)

〔条例の内容について〕

○(総務法制課長)今回表現の自由を規制しており、それに対する立法事実については2通りあると認識している。本市において実際に見過ごせない差別が生じているため、又は現在の社会情勢を踏まえて本市として差別を断固として許さないという姿勢を示すため、どちらの立法事実に基づいて提案しているのか。

(人権・男女共同参画課長)規制をする部分においては、市の実態からである。答申経過では、津久井やまゆり園の事件があったことをどのように捉えるかなどが議論になった。こうした中で、国において障害者や部落差別、性的少数者に関する法律ができるなどの動きがあり、差別の解消や理念の浸透といったものが法律の主な内容になっており、本市だけでなく全国どこにでも適用となるものである。一方で、今回の条例はこれまで指針で取り組んできたことに実効性を持たせる必要があるとしたときに、市において実際に起こっているものに対処しなければならないという視点を強く出している。

○(総務法制課長)大阪市のヘイトスピーチ条例における最高裁の判例では3年半で164件のデモ等があったことも踏まえ合憲となった。大阪市の件数と比較すると本市の実態だけだと弱いと思われるので、市としての姿勢という視点も盛り込んだ方がいいのではないかと。

(人権・男女共同参画課長)件数で見ると差があることは承知をしている。市の実態だけではなく、今回条例に指針の内容も盛り込み、実際に調査等を実施するなど諸々の施策の一つのものとし、市としての人権施策を充実、推進していくという視点についても当然に含まれている。

○(総務法制課長)拡散防止措置について、本邦外出身者に対する措置は既に争いがあると承知している。本市については、障害に対する差別も対象としているが、障害に対する差別的言動に関する判例はなく、おそらく本市が初となる。対象として、あえて障害に対する差別的言動を設けた理由については、具体的な事例があったという理由からか。

(人権・男女共同参画課長)様々な団体に照会をした中において、インターネット上の事案があり、内容としては津久井やまゆり園の事件に関係するものが多くあった。

○(総務法制課長)人権委員会については様々な捉え方がある中で、人権施策審議会からの答申では、人権委員会は非常に強固な権限を持ち、市長から独立した機関としている。一方で、今回条例に定める人権委員会は、附属機関として定めるとのことだが、条例にも附属機関として設置する旨を示した方がよいのではないかと。

○(総務法制課長)不当な差別への対応として、障害の属性は拡散防止措置にのみ含まれている。障害が含まれた理由として、インターネット上での書き込みがあったことを立法事実としているとのことだが、どちらかといえば、本市において障害に対する差別が存在したということが立法事実になるのではないかと。インターネットで書き込みがあったことを理由に拡散防止措置だけ障害を含むというのは、制度として安定していないように思われる。

(人権・男女共同参画課長)表現の自由を規制することになるので、まずは本当に小さな範囲で規制することを基本的に考えている。これから将来にわたり予防的に規制するというのは、表現の自由をより一層狭くしてしまうおそれがある。今後、条例制定後に市民の意識調査を行ったり、人権委員会での状況や人権施策審議会から意見をもらいながら検討する中で、規制の範囲を広げるべきということも提案する又はされる場合もあるため、基本的には3年後の見直しの際に、施策全体を検討し対応していくものと考えている。

○(総務法制課長)勧告や命令から6か月行っってはならないという規定だが、逆に捉えると、6か月でリセットされてしまうという考えもある。表現の自由との兼ね合いはあるが、条例の趣旨に照らすと期間を設けなくてもよいのではと思うが、どのような認識か。

(人権・男女共同参画課長)表現の自由を制限する内容であるため、一度行ったことに対して永久的に制限をすることは難しい。6か月という期間が妥当であると認識している。

○(総務法制課長)第12条の申立において、第4項で対象外になる事案が列挙されている。例えば、行政不服審査については、市が行った処分に対してそれが合法か違法かを判断する方法である。公の施設の利用制限があり不服があった場合には、○か×かだけの判断となるが、この条例は○×だけではなく、説示や助言を行うことができるものである。対象外とすることで、そういった行政としての救済ができなくなるので、両立してもよいのではないかと。両立することで、より市民のためになると考えるため検討してもらいたい。

○(総務法制課長)第18条の声明において、市長は深刻で不当な差別の事案が発生したと史料する場合とあるが史料という表現では不安定ではないかと。また、声明の目的を条文に加えていただきたい。

〔各施設への影響について〕

○(総務法制課長)公の施設の利用制限について、各施設の管理条例の改正は伴わないという認識でよいかと。

(人権・男女共同参画課長)今後調整が必要な部分もあるので、確認する。

(総務法制課長)基本的には個別の管理条例の中で、ガイドラインに則って運用する形だと思うが、人権委員会に諮った上で利用制限を行うという手続きについては、ガイドラインだけでなく条例に規定した方がよいのではないかと。管理条例が個別であるため、表現が難しいとは思いますが、手続きの内容が見えるような形にした方がよいのではないかと。

○(経営監理課長)公の施設において、指定管理者による運営が行われている施設が150程度あり、現在指定管理者はこの条例がない中で現在管理を行っているが、条例化された場合は、指定管理者にとってもかなり重いものだと考える。ただ一方で、各施設の管理条例の改正は必要ない場合には、今の利用制限に加えてこの条例による制限がかかってくるという考え方でよいのか。

(人権・男女共同参画課長)施設の管理運営上支障があるという規定等があったと思うが、それを適用し判断していただく形になる。判断の仕方などについてはガイドラインの中には盛り込み、フローに基づいて対応することとしたい。

継続審議とする

<p>調整会議の 主な議論 (10/12)</p>	<p>【条例の内容について】</p> <p>○(総務法制課長)条例前文における本市の状況に、障害だけでなく他属性に関する差別やインターネットを利用した人権侵害についても言及するよう構成を変更した方がよい。 (人権・男女共同参画課長)構成変更について検討する。</p> <p>○(総務法制課長)第12条第4項における申立の対象外となる事案について、対象外とせず残すことで、この条例による救済の可能性を残した方がよいのではないか。市民サービスの向上につながるためには、両立することを含めて上部会議においても検討を進めてもらいたい。</p> <p>○(総務法制課長)第14条の趣旨として、あっせんにより合意し成立した内容に従わない場合に勧告をするというものであれば、表現を整理した方がよい。現行の表現で解釈すると、仲裁の話し合いにすら応じない場合に勧告をするといった内容に見えてしまう。 (人権・男女共同参画課長)表現を調整する。</p> <p>○(総務法制課長)差別的言動の禁止の対象場所については、市設置施設だけではなく、広く一般の不特定多数の方が利用する場所も含まれることについて、市民にわかりやすく周知してもらいたい。</p> <p>○(総務法制課長)条例制定に伴い、指針を見直す必要もあるかと考えるが、見解を伺う。 (人権・男女共同参画課長)附則において3年を目途に見直しを示しており、市民意識調査や審議会等の意見などを踏まえて見直しを行った結果、指針を改定することも想定される。</p> <p>【各施設への影響について】</p> <p>○(総務法制課長)公の施設の利用許可等の基準で、条例改正の必要性がある施設が市民会館と市体育館、総合体育館の3施設とのことだが、人権尊重のまちづくり条例と併せて、令和6年3月議会で条例改正の提案をした方がよいのではないか。 (人権・男女共同参画課長)この3施設のほか、福祉会館についても条例改正の必要性がないかなど調整中である。条例改正にあたっては、人権尊重のまちづくり条例策定後に作成するガイドラインの内容を踏まえる必要もあると考えており、議会提案のタイミングについては調整が必要である。 (政策課長)所要の改正という扱いでよいと考えるが、上部会議に上がるまでに議会提案の時期など、課題を整理することができるか。局内で検討し、決定会議の際に検討結果を報告することで、条例改正についての庁議は不要と判断する。</p> <p>○(経営監理課長)今後ガイドラインを策定することだが、ガイドラインの内容についての説明会等を行ってもらえるとありがたい。</p> <p>【その他】</p> <p>○(総務法制課長)全庁に影響を及ぼす条例であるため、庁議の進捗状況等について、関係各課に随時情報提供してもらいたい。</p> <p>○(人事・給与課)人権相談専門調査員の配置にあたっては、勤務要件など詳細について、引き続き調整をおねがいしたい。</p> <p>原案を一部修正し、上部会議に付議する</p>
-----------------------------------	--

<p style="text-align: center;">決定会議の 主な議論 (10/26)</p>	<p>【条例の内容について】</p> <p>○(総務局長)条例制定の基本的な考え方において、答申の内容を踏まえとしているが、答申の内容を反映していない部分もある。人権施策審議会を多数開催し、議論を重ねた中で、今回の提案資料では、答申に対して市がどのように考えたかを、示す必要があると考える。市の意思決定を行うにあたり、答申に対し、どのような検討を行ったのかが分からない中で議論をすることに疑問を感じる。資料等で把握ができるようにしてもらいたい。</p> <p>(人権・女性活躍担当部長)資料について、検討する。</p> <p>○(財政局長)相談・支援体制における庁外専門窓口として、法務局や警察といった機関を示しているが、誤解につながるため関係機関と表現した方が良いのではないかと。また、全ての属性に対して救済を図っていくものとするが、不当な差別への対応において、障害の属性が盛り込まれているのは拡散防止措置のみとなっている。各対応において属性を絞った理由を伺いたい。</p> <p>(人権・男女共同参画課長)不当な差別的な取扱いを全てを対象としているが、不当な差別的言動については、表現の自由に規制をかけるものであるため、実態があった最小限の内容に留めたいと考えている。現に本市において、インターネット上で障害者に対する差別的な書き込みの事例があったため、対象としている。</p> <p>(財政局長)各対応において属性を限定していることについては、誤解のないように整理をお願いしたい。</p> <p>○(市長公室長)インターネット上の書き込み等は瞬時に拡散していくが、削除等は技術的に可能なのか。</p> <p>(人権・男女共同参画課長)市が直接削除することはできないので、プロバイダ等へ削除要請を行うが、削除要請した場合、必ず対応されるかは不明である。</p> <p>(市長公室長)非常に多くのプロバイダがあり、拡散し続ける中では削除しきれないと思われる。専門業者への委託等をしないと実効性がないのではないかと。</p> <p>(財政局長)人権委員会へ諮問等をしている間にも拡散し続けるため、完全に削除することは難しいのではないかと。</p> <p>(南区副区長)市が差別的言動にあたるかと判断したにも関わらず、削除しきれずに書き込みが残っていることを指摘されることが想定される。</p> <p>(財政局長)インターネット上の書き込みの削除を専門業者へ委託するにしても、明確な基準がない中では難しいのではないかと。</p> <p>(人権・女性活躍担当部長)インターネット上の書き込みが完全に消えていないという状態は想定されるが、市として、削除要請を行わないということではなく、そうしたことにも対応していくという姿勢を見せる必要はある。</p> <p>(人権・男女共同参画課長)こうした事例において、法務局へ相談する手法がある。非常に数が多く対応が難しい場合には、横浜地方法務局で専門的に判断してもらい、同法務局から削除要請等してもらうことも考えられる。</p> <p>○(総務法制課長)精神的な自由を踏み込む内容のため、慎重に議論を行う必要がある。特に、憲法とのバランスは非常に重要と考えているが、当該内容に係る条文が第34条にあるため、冒頭に入れた方がよいと考える。</p> <p>(人権・男女共同参画課長)検討する。</p> <p>○(総務法制課長)救済措置の中で、説示は行政が相手方の内心に踏み込んで反省を促すという内容のため、今の段階で条例に盛り込むことは難しいと考える。</p> <p>【各施設への影響について】</p> <p>○(総合政策・少子化対策担当部長)公の施設の利用制限については、各施設の設置条例における利用承認及び利用承認の取消しの条項に基づき利用制限を行うとあるが、短期間のうちに各施設において対応を図ることは難しいと考える。</p> <p>(人権・男女共同参画課長)実際に制限を課すか判断するのは施設管理者や指定管理者となる。運用にあたって、十分な説明を行う予定である。全ての公の施設の条例を改正するのではなく、ガイドラインを作成し、当該ガイドラインを基に管理運営をしていただく。</p> <p>○(財政担当部長)地方自治法上、普通地方公共団体は住民が公の施設を利用することについて正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならないとある。利用許可されない場合は、審査請求等の手続きが用意されている。例えば不当な差別的言動を行うものに対して、市としてはガイドライン等に基づき利用承認の取消し等を行ったとしても、地方自治法を根拠に訴訟を起こされる場合や、敗訴する可能性もある。かなりリスクが大きいと感じるが、他市で同様の制限を設けている例はあるのか。</p> <p>(人権・男女共同参画課長)他市においては、条例中に基準を定める旨を規定しているところ、条例中に定めずガイドラインにおいて取扱いを示しているところがある。</p> <p>(財政担当部長)その判断を施設管理者側が行うのは困難ではないか。</p> <p>(人権・男女共同参画課長)利用制限を課すかどうかについては、人権委員会から意見を徴取した上で、施設管理者が判断することとなる。</p> <p style="text-align: center;">継続審議とする</p>
<p style="text-align: center;">決定会議の 主な議論 (11/1)</p>	<p>○(総務局長)事案担当課としては、人権施策審議会からの答申内容を条例案にどの程度反映していると認識しているか。</p> <p>(人権・女性活躍担当部長)罰則規定については反映していないが、その他の意見については概ね反映していると認識している。</p> <p>○(財政局長)資料については、条例案に関わる答申内容は網羅的に記載されているのか。</p> <p>(人権・女性活躍担当部長)条例案に関わる主な答申内容については網羅的に記載していると認識しているが、改めて確認する。</p> <p style="text-align: center;">原案のとおり上部会議に付議する</p>

戦略会議の
主な議論
(11/6)

【相談体制について】

○(市長)刑罰が争点であると捉われがちだが、条例を策定する目的としては、広く市民の人権を守り安心して暮らせる相模原を作っていくということであると考えている。この視点からすると、守るための手段としての声明や禁止措置ももちろん大切ではあるが、身近な相談支援体制を充実することが重要であると考えている。市民が気軽に相談できるような工夫を考えているのか伺う。

(人権・女性活躍担当部長)総合相談窓口を立ち上げるというのが、全庁の相談支援体制の充実、強化の大きなポイントであると考えている。市民が相談できる工夫については、まずは知ってもらうことが重要であるので、様々な機会を通じて広くPRをしていく予定である。そうした中で、人権相談専門調査員を配置の上、市民に寄り添った丁寧な対応をすることで具体的な取組を進めていく形になる。

(市民局長)市民が迷わないよう、庁内の他の窓口等に行ったとしても総合相談窓口をすぐに案内できるような体制を整えていきたいと考えている。

○(石井副市長)総合相談窓口と庁内窓口の切り分け部分が曖昧に感じるため、明示する必要があると考える。

○(石井副市長)外部に出ていくような相談窓口については検討しているのか。

(人権・女性活躍担当部長)現状、検討には至っていない。

(石井副市長)実施に向けて検討してもらいたい。

○(奈良副市長)市役所には様々な総合相談窓口があるため、名称などについてもう少し内容に特化することがわかるよう工夫する必要があると考える。

(人権・女性活躍担当部長)名称などについて検討する。

○(奈良副市長)人権相談専門調査員の役割が大きいことから、会計年度任用職員としての配置でよいのか疑問に感じる。

(市民局長)4月から施行している犯罪被害者支援条例においても相談窓口を置いているが、警察OBの方に会計年度任用職員として従事していただいております。職歴等を考えると非常に適した配置だと考えている。本件についても、資格や経験等を加味して判断していくことによって、適切な配置ができるものと認識している。

【市民周知について】

○(市長)条例が議決された後、市民への周知や説明をどのように行っていく予定であるか伺う。条例の性格上、市民説明や周知などについてしっかりとした対応が必要と考える。

(人権・女性活躍担当部長)わかりやすいパンフレットなどを作り周知していくほか、求めがあった場合には説明に出ることなども考えている。また、庁内において共通理解が得られるよう職員向けの研修なども進めていきたいと考えている。

○(市長)今後、パブリックコメントを実施する予定だと思うが、その他の意見聴取としてオープンハウスを実施するなど、広く市民から意見を募る機会を作るよう検討してもらいたい。

(市民局長)広く市民に意見を聞く機会を設けていきたいと考えている。具体的にはオープンハウスになると思うが、難しい条例であるため、説明の仕方を工夫するなどして、広く意見をもらえるようにしたいと考えている。

○(市長)人権施策審議会からの答申内容と条例案の違いについて、市民と議会にわかりやすく伝える必要がある。

○(教育長)条例における理念部分を市民にいかに啓発するかが重要であると考えている。

【条例の内容について】

○(石井副市長)差別的言動への対応における拡散防止措置の対象にのみ、障害の属性が含まれているのはどういった理由からか。

(人権・男女共同参画課長)団体等に調査を実施した結果として、インターネット上において津久井やまゆり園事件に関する事案が実際にあったことから、拡散防止措置の対象として障害の属性を含めたものである。

(石井副市長)今後、差別的な事案が発生した際には、次の条例見直しの際に検討するという認識でよいのか。

(人権・男女共同参画課長)そのとおりである。

○(奈良副市長)不当な差別的取扱いの禁止で11の属性を例示している一方で、公の施設の利用制限や拡散防止、禁止措置になると、対象の属性を限定している。これまでの本市での事例をもとに限定しているとのことだが、属性を絞ることが人権尊重のまちづくり条例の趣旨に合致しているのか疑問に感じる。

○(石井副市長)憲法との兼ね合いの部分が非常に重要な要素であると考えており、条例を施行した場合におけるリスクなどの説明が具体的にされていないため、今回判断するには議論が足りないと考えている。

○(市長)提案については大筋良いと考えるが、本日出た意見等についてまた検討をお願いしたい。また、基本的人権の尊重について、条例と憲法との関連部分についてはわかりやすく説明してもらいたい。

継続審議とする

戦略会議の
主な議論
(11/8)

【条例の内容について】

○(市長)拡散防止措置の説明において、本市で過去に発生した事実があるとのことだが、平成31年であった事象を指しているのか。

(市民局長)そのとおりである。全く事実がないのに規制することは適切ではないということである。

(市長)声明の説明において、国家賠償法上違法となる可能性があると記載がある。罰則規定は憲法との兼ね合いで問題が多いことは理解しているが、それ以外の規制事項については、法的なりすくがあるものの、本条例で位置付けるということではないか。

(市民局長)国家賠償法上違法という判断がされる場合は、公務員が業務上法律に違反するような行為を行った場合としていることから、今回提案する声明は該当しないであろうと考えている。

(奈良副市長)資料において、各所で断定している表現があるが、市民局の考えなのか、又は学識経験者や弁護士の見解なのか伺いたい。

(市民局長)学説でも定着しており、かつ、裁判における基準を示している。

(奈良副市長)罰則規定においては、今後3年程度の期間、本市の社会状況等の変化を見極め、必要に応じて罰則規定を設けるとのことだが、社会状況等の変化とは具体的にどのような場合か。

(市民局長)差別的な事項に関する社会の変化である。例えば、平成31年に行われたような事象が過激に、かつ、頻繁に再び本市で行われるようになった場合などである。

(財政担当部長)公の施設の利用制限の考え方について、決定会議の際に意見した部分は資料上に的確に明示されていると感じた。危険等の発生が直ちに起こり、かつ、それが明らかになる場合に限るとい、今後措置する基準のポイントとなるものが示されたことが良い。具体的な事案について、実行する側の施設管理者等が認識をしないと判断が難しいため、しっかりと基準を示した上で、それを施設管理者等が理解できるよう周知をする必要がある。

(市民局長)しっかりと対応していきたい。

(市長公室長)国家賠償法上違法となる可能性との表記や、合憲性の判断との表記があるが、行政機関がこのような判断をすることに問題はないのか。

(市民局長)考え方としては、条例の策定を行うときには、当然それが合法かどうかしっかり検討をしなければならない。過去の判例に照らし、それが適切かどうか考える必要がある。司法権の判断に踏み込んで判断するのではなく、条例の策定にあたって必要な検討をしているということである。

(大川副市長)最終的な判断は司法であるが、市としてはこう考えられるというところで整理をしているということか。

(市民局長)そのとおりである。

(石井副市長)前回は、第2条に性自認という用語を使っているが、本日の案では、ジェンダーアイデンティティと用語が変更されている。どういった経過からか。

(市民局長)かつては性自認という用語が広く使われていたという事情があったが、LGBT法案が国で提案をされ、様々な議論が国会で交わされた中で、ジェンダーアイデンティティという用語を使用することで法律が施行された経過からである。当初は今まで使用されてきた性自認という用語の方がわかりやすいのではないかと考え提案をしたが、法律で定義された用語を使った方が良いのではという議論があり、今回修正したものである。

(石井副市長)性的指向についても、市としての概念ではなくて、法律で示している性的指向という範囲を示しているという認識でよいのか。

(人権・女性活躍担当部長)そのとおりである。法律で定義がしっかりと位置付けられたため、引用した。

(石井副市長)性自認という用語は、他の公文書でも使用していると思われるので、本条例が施行された場合には、総務局などと調整しながら、速やかに印刷物なども含めて厳格に整理していただきたい。

(大川副市長)条例の内容については、答申の内容や本市の把握し得る実態を踏まえ、必要最低限の規制になっていると理解した。表現の自由に関しては、国のヘイトスピーチ解消法に係る議論を見ても、やはり表現の自由を尊重する観点から理念法として制定されている。従って、今回設ける規制的措置の部分については、意見が分かれることも想定されるので、これまで市で検討してきた議論の経緯や市の考え方をしっかりと市民や議会に説明していく必要がある。

【その他】

(市長)前回の戦略会議において、市民周知や説明などは丁寧な対応が必要であると話したが、今後実施予定のパブリックコメントに加えて、オープンハウスや無作為抽出のアンケートなどの手法での意見聴取をすることができるのか。

(市民局長)オープンハウスなどを実施するとしても、説明の仕方を少し工夫しなければならないと考えている。ご意見のとおり、一般市民の考え方をしっかりと把握する必要があると認識しているため、オープンハウスや無作為抽出のアンケートなどを検討し、パブリックコメントの時期に併せて実施したいと考えている。

(総務局長)今後のスケジュールにおいて、審議会にはどのような形で本市の考え方、条例案を示していくのか。

(市民局長)11月下旬頃に、審議会の委員にも内容を説明したいと考えている。

(石井副市長)答申を作った際の審議会の委員にはどのようにお伝えするのか。

(市民局長)審議会は半分程度の委員が交代しているため、代わった委員については文書でお礼と共に内容を送付することを考えている。

(市長)戦略会議で2回にわたって様々な議論をしていただき、感謝する。いただいた意見を踏まえて、原案を承認したいと考える。

原案のとおり承認する

〔条例の内容について〕

(市長)本条例案の主な修正箇所において、前文の「津久井やまゆり園事件に関する表現の修正」とあるが、前文を改めたのであれば、なぜヘイトクライムという用語を使用しなかったのかとの意見が出ることも想定されるが、考え方について確認したい。

(市民局長)ヘイトクライムという用語を使用しない理由は、ヘイトクライムの定義が明確ではないためである。条例に使用する用語としては適切ではないと判断し、使用しなかったもの。

〔市民意識調査の結果について〕

(市長)市民意識調査の調査結果では、禁止措置等を行うべきとの回答が、83%と非常に高い数値となっている。一方で、不当な差別的言動に対する禁止措置や罰則などが実施された場合に、不安はあるとの回答が、48%と最多である。この結果は一見矛盾があるように捉えられるが、どのように受け止めているのか。

(市民局長)多くの人が、差別をしてはならないという意識を持っており、禁止措置等の働きかけが必要だと思っているものと認識している。ただし、禁止措置等にも段階があり、罰則を望んでいる人は少なく、市民の不安を解消するためにも、本条例の目的や(緑区長)市民意識調査において立法事実の確認を行ったとの記載があるが、もう少し丁寧に説明を加えた方が良いのではないかと。

(大川副市長)立法事実の捉え方については、これまでに多岐から指摘を受けているところなので説明を工夫してもらいたい。

内容について、よく説明をすることが重要だと考えている。

〔パブリックコメントの結果について〕

(市長)人権委員会の独立性についても要望団体等から指摘があるところだが、考え方について確認したい。

(市民局長)審議会からの答申は市として尊重するのが当然であり、しっかりと受け止めて、政策に反映していくよう考えるのが、市の基本的な姿勢である。ただし、独立性を付与するとすれば、これまでに学識経験者からも意見を伺っている中では、法的な問題が生じてくる可能性があることから、修正無しとしている。

(石井副市長)参考資料において、パブリックコメントに対する市の考え方があるが、市の標準的な様式と異なるので、整理してもらいたい。また、人権委員会については、一括りの議論ではなく、独立性を付与することについての意見がある一方で、構成員の選任に際し、議会の意思を反映させることについても意見があるなど、議論が多岐にわたる。この部分について、これまでにどのような議論があったか説明してもらいたい。

(市民局長)人権委員会については、公平中立かつ専門知識を持っている人を委員として選任することになるが、これに対して不安を示す意見もあったため、学識経験者からも意見を伺いながら、できるだけ幅広くリサーチをし、選任することで、不安が解消できるのではないかと考えている。

(人権・女性活躍担当部長)構成員の選任に際する議会の関与については、関係課長会議等で議論した経過があり、本市の附属機関において法律で決まっているもの以外は、基本的に市長が選任し、議会同意は設けていない。そうした中で、人権委員会のみ議会同意を設けるのはバランスがとれないと意見があった中で、原案の内容としている。

(奈良副市長)全体的な感想として、思ったより原案から修正無しとなっているものが多い印象がある。パブリックコメントの結果において、記号で分けているが、人によって考えが異なることも想定される。また、本条例案の骨子に対する意見については、パブリックコメントの全件を分類しているものではなく、一部を抽出したものが。

(市民局長)主な意見を抜粋したものである。

(奈良副市長)資料は、偏りなく扱うことで公平公正な判断につながるため、この点は資料を見直ししてほしい。

(人権・女性活躍担当部長)説明が不足しているものも含め、適切な対応をする。

(総務局長)人権委員会について、12月定例会議やパブリックコメントで様々な意見がある中で、意見を踏まえ、庁内でしっかりと再検討した上で本条例案に至っているという姿勢が、資料上見えた方が良いのではないかと。

(財政局長)パブリックコメントの意見について、本条例案に対する否定的な意見への対応案だけでなく、肯定的な意見への対応等も含めて、網羅的に記載するなど、資料については、再度検討してもらいたい。

(大川副市長)パブリックコメントの結果のとりまとめなど、資料については、パブリックコメント所管の市長公室と調整の上、資料修正をお願いしたい。

(財政担当部長)人権委員会の独立性に関する意見への対応理由として、尊重責務規定を設けなくても、制度上、審議会の答申には意思決定に当たって尊重することだが、そもそも答申の尊重義務は存在するのか。国において、中央省庁再編前は尊重義務の記載が有るものと無いものが混在していたが、基本的には行政が決定することであるので、再編の際に尊重義務規定を除いた経過がある。最終的には行政が決定するという発想から尊重義務はないものと判断するため、表現については検討した方が良い。また、人権委員会の独立性の議論において、包括的諮問ができない理由など明確に答えられるよう議論する必要がある。

(総合政策・少子化対策担当部長)パブリックコメントに関する資料については、市長公室も協力させてもらう。

〔その他〕

(市長)本条例案骨子に対する意見において、パブリックコメントと市民意識調査の関係について記載があるが、わかりづらいため記載方法を工夫してもらいたい。

(市長)資料の記載方法等について様々な指摘があったことから、大川副市長からも発言があったように再度検討願いたい。



自分色 認め合い すべての人へ！
～ 人権尊重のまち・さがみはら～



さがみはら
SAGAMIHARA

相模原市人権尊重のまちづくり条例(案)の 制定について

令和6年2月2日
戦略会議

1 条例(案)骨子に対する意見について

(1) パブリックコメント(令和5年12月1日から令和6年1月9日まで)

件数 892人(うち市内の方175人) 意見数 2,899件(うち市内の方701件)

[19.6%]

[24.1%]

(2) 市民意識調査(令和5年12月8日から令和6年1月5日まで)

条例の検討に当たり、市民意識の把握のために実施したものの
市内在住の18歳以上の3,000人を無作為抽出し、郵送調査
回答数 646人 [回答率 21.5%]

上記のほか、条例(案)骨子に対する意見を把握

(3) 各種団体からの要望書の提出

15団体(令和5年11月22日から令和6年1月22日まで延べ18回)

〔主な意見: 答申を無視した「骨子」の撤回と修正、前文の津久井やまゆり園事件に関する表記の見直し
禁止措置の対象属性や強度の見直し、人権委員会の権限強化 など〕

(4) 市人権施策審議会(11月28日開催)の委員意見や、市民等からの電話やメール

〔主な意見: 条例名に「差別」を入れるべき、前文の津久井やまゆり園事件に関する表記の見直し
禁止措置の対象属性や強度の見直し、答申(救済手続等)への尊重責務を規定 など〕

(1) パブリックコメントの結果 まとめ

項目	主な意見	件数	うち市内	うち市外
条例全体	答申どおりの内容に作り直すべきである。 自治体の先例となる条例(国や他自治体よりも先行した条例)を制定するべきである。 憲法や他の法律があるため、市が条例制定することに反対である。	589	145 (25%)	444 (75%)
条例名称	「差別」、「反差別」といった趣旨が入った条例名称とすべきである。	155	25 (16%)	130 (84%)
前文	津久井やまゆり園事件について「差別的動機に基づく犯罪」、「決して容認できない」等の修正をすべきである。 重度障害者施設の解体、脱施設化、地域移行に関する内容を記載すべきである。 津久井やまゆり園事件に関する記載を削除すべきである。	297	76 (26%)	221 (74%)
総則	「本邦外出身者」の文言を削除すべきである(日本人差別になるのではないか)。 「性的指向」、「ジェンダーアイデンティティ」という文言を削除すべきである。 「不当な差別」の文言を明確にするべきである。	227	67 (30%)	160 (70%)
不当な差別的取扱いの解決に向けた取組の推進	不当な差別的取扱いに対し、罰則を設けるべきである。	55	21 (38%)	34 (62%)
不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進	禁止措置に罰則規定を設けるべきである。 規制的措置の対象属性の範囲を答申どおりに広げるべきである。 禁止措置で氏名公表は反対である。 規制措置の対象を本邦外出身者に限定すべきでない。 罰則は導入すべきではない。(骨子の内容がふさわしい)	1,036	221 (21%)	815 (79%)
声明	深刻な差別事案に対し、市長が速やかに声明を出す責務を持つように修正すべきである。	112	27 (24%)	85 (76%)
人権委員会	救済機関として明記し、市長の諮問が無くても、差別事案の調査や説示ができること、差別解消のための調査、審議や市長への提案を可能とする仕組みとするべきである。 「人権委員会」の権限が強すぎる。 委員の選任について、中立性の判断は非常に難しく、偏りのない判断に懸念がある。	345	86 (25%)	259 (75%)
附則	人権施策審議会の規定がない。 本条例の見直しや変更の手続きについて、どの委員会で審議するか示されていない。	2	2 (100%)	0 (0%)
その他	(仮称)障害者差別解消推進条例の早急な制定を強く要望する。 など	81	31 (38%)	50 (62%)
合計		2,899	701 (24%)	2,198 (76%)

(2) 市民意識調査の結果 まとめ

「不当な差別的言動」の実態については、「見たことがない」という人が9割超。

R5年5月に実施した街頭アンケート結果と、同様の結果。

不当な差別的言動に対して、「禁止措置等を行うべき」とした人が8割超。そのうち、措置の強さに関しては、「注意(30%)」、「命令(26%)」、「罰(23%)」の順。

人権尊重のまちづくりのために、市に望む施策として、「差別を厳しく取り締まること」は下位。

【結果抜粋】

<p>Q. 「不当な差別的言動」が市内で行われたことを見たことがあるか。(n=645)</p> <p>(1)ある 51人 (8%) (2)ない 588人 (91%) (3)未回答 6人 (1%)</p> <p>「ある」の回答中、条例における規制措置の該当性が高いもの(禁止措置15件(相模大野駅前での街宣等)、拡散防止措置7件(ネット上の書込等))</p>
<p>Q. 「不当な差別的言動」を行っている人に対する禁止措置等の必要性について(n=644)</p> <p>(1)禁止措置等を行うべきである。 536人 (83%) (2)禁止措置等を行うべきでない。 92人 (14%) (3)未回答 16人 (3%)</p>
<p>Q. 「不当な差別的言動」を行っている人に対する措置の強さについて(n=532)</p> <p>(1)市が注意するべき 157人 (30%) (2)市が命令するべき 140人 (26%) (3)市が公表するべき 79人 (15%)</p> <p>(4)罰を与えるべき 121人 (23%) (5)その他 29人 (5%) (6)未回答 6人 (1%)</p>
<p>Q. 「不当な差別的言動」に対する禁止措置や罰則などが実施された場合の不安について(n=646)</p> <p>(1)不安はある 310人 (48%) (2)不安はない 173人 (27%) (3)わからない 153人 (24%) (4)未回答 10人 (1%)</p>
<p>Q. 規制に対して不安を感じる人が抱く不安の理由は、<複数回答>(n=1,096)</p> <p>(1)自分の意図と異なる受止め 229件 (2)断片的な伝達 209件 (3)市の判断の誤り 196件 (4)自分の認識不足 159件</p> <p>(5)制限による発言の抑制 150件 (6)市民間における監視への懸念 125件 (7)その他 28件</p>
<p>Q. 人権尊重のまちづくりのため、市はどのような施策に取り組むべきか、<複数回答>(n=1,704)</p> <p>(1)人権教育・人権啓発 520件 (2)相談・支援 510件 (3)差別の実態公表 305件 (4)規制 155件 (5)国への働きかけ 155件</p> <p>(6)その他 44件 (7)特にない 11件 (8)未回答 4件</p>

回答に矛盾が生じている場合は、無効回答としている。

2 条例(案)について

(1) 骨子に対する多種多様な意見を踏まえ、次の視点から条例(案)を検討
〔視点〕

ア 条例(案)骨子の項目に対する意見は、数の違いはあるものの、それぞれ異なる二分した考え方になっていること

イ 人権尊重のまちづくりに対する市の姿勢をより強く、分かりやすく表現すべきとの意見があること

(2) 主な修正箇所(別添:条例(案)について)

ア 前文	津久井やまゆり園事件に関する表現の修正
イ 不当な差別的言動の解消	拡散防止措置における規定の明確化

規制措置については、市民意見が二分されており、市民の考えも統一的なものとはなっていない中、日本国憲法で保障されている表現の自由を不当に侵害しないよう、その規制については、立法事実に基づくとともに、抑制的であるべきとの考え方から、修正しない。

事業調書(戦略会議)

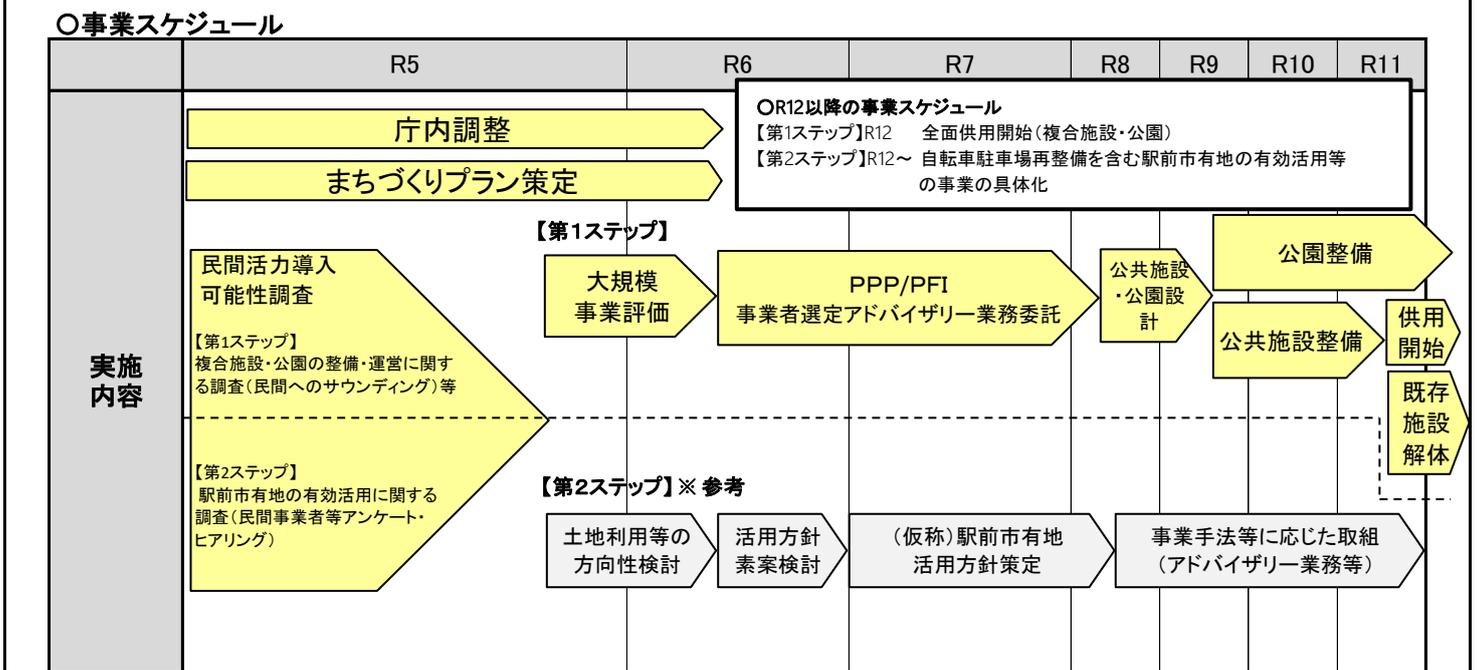
審議日 令和6年2月2日

案件名	淵野辺駅南口周辺まちづくり事業について									
所管	教育	局区	生涯学習	部	生涯学習	課	担当者		内線	
所管	環境経済	局区		部	公園	課	担当者		内線	
所管	都市建設	局区	まちづくり推進	部	都市計画	課	担当者		内線	
事業効果 総合計画との関連	事業効果									
	効果測定指標		R5		R6		R7		施策番号	

審議事項 庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論	<ul style="list-style-type: none"> 複合施設整備位置の絞り込み 鹿沼公園の整備内容及び複合施設の規模 想定事業費 事業手法及び事業期間
戦略会議 審議結果 (政策課記入)	○差し戻しとする。

事業概要	
<ul style="list-style-type: none"> 鹿沼公園と図書館敷地を一体的に利用し、鹿沼公園のリニューアルや、老朽化した公共施設の集約・複合化による再整備を行う(第1ステップ)。 令和5年3月に策定したまちづくりビジョンに基づき、複合施設整備位置の絞り込みや事業内容の精査を行い事業規模を決定するとともに、民間活力導入可能性調査の結果を踏まえ、事業手法及び事業期間を定める。 	

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工



○事業経費・財源 (千円)

項目	補助率/充当率	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
事業費(土木費)		11,121	15,114	23,060	166,015	3,173,919	3,312,342	858,475
うち任意分								
特財								
国、県支出金		6,000			27,314	788,981	845,951	243,780
地方債					69,100	2,119,740	2,201,320	552,740
その他								
一般財源		5,121	15,114	23,060	69,601	265,198	265,071	61,955
うち任意分								
捻出する財源※2								
一般財源拠出見込額		5,121	15,114	23,060	69,601	265,198	265,071	61,955
元利償還金(交付税措置分を除く)								
捻出する財源概要								

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入) (人工)

項目		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
実施に係る人工	A							
局内で捻出する人工※	B							
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0

局内で捻出する人工概要

SDGs 関連ゴールに○ (○は3つまで)	1	2	3	4	5	6	7	8	9

日程等 調整事項	条例等の調整	なし	議会提案時期		報道への情報提供	なし
	パブリックコメント	なし	時期		議会への情報提供	

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
淵野辺駅南口周辺まちづくり連絡調整会議兼関係課長打合せ会議(9/28)	複合施設整備位置の絞り込み、大規模事業評価に諮る想定事業費
淵野辺駅南口周辺まちづくり連絡調整会議兼関係課長打合せ会議(10/26)	全体スケジュール、前回の会議での指摘事項
淵野辺駅南口周辺まちづくり事業の検討に係る関係課長打合せ会議(11/29)	民間活力導入の方向性、今後の進め方
淵野辺駅南口周辺まちづくり連絡調整会議兼関係課長打合せ会議(12/22)	複合施設整備位置の絞り込み、鹿沼公園の整備内容及び複合施設の規模、想定事業費、事業手法及び事業期間
政策課	庁議内容の確認及び資料等について調整済。
経営監理課	大規模事業評価の実施時期について調整済。
財政課	想定事業費や歳入の見込み方について調整済。
アセットマネジメント推進課	事前協議実施済。事業内容について調整済。

備考	関係課長打合せ会議の出席課： 政策課、経営監理課、総務法制課、人事・給与課、財政課、アセットマネジメント推進課、公共建築課、国際課、スポーツ推進課、スポーツ施設課、こども・若者支援課、ゼロカーボン推進課、建築政策課、路政課、中央土木事務所、中央区役所区政策課、大野北まちづくりセンター、図書館、大野北公民館、都市建設総務室、地域経済政策課、教育総務室
----	--

庁議におけるこれまでの議論

調整会議の 主な議論 (1/5)

【大規模事業評価について】

- (経営監理課長) 今回の審議事項に「大規模事業評価に諮る想定事業費」とあるが、事業費はまちづくりプランの実現にかかる経費のため、表現を工夫していただきたい。
- (生涯学習課長) 表現について検討する。
- (アセットマネジメント推進課長) 大規模事業評価は、第1ステップと第2ステップに分けて検討していくということによいか。
- (経営監理課長) そのように整理した。

【公園整備について】

- (アセットマネジメント推進課長) 公園の整備内容について、真に必要な内容に精査していただいているが、従前の整備費用とあまり変わらないのか。
- (公園課長) 建築物の構造を見直すなど、内容を精査したが、建築単価があまり変わらなかった。
- (政策課長) 長期財政収支などを見ていく中で、経費の平準化が必要となった場合、交通公園を他の施設と切り分けて対応することは可能か。
- (公園課副主幹) 可能であるが、設計から管理まで他施設と一体的に実施することで、公園閉鎖区域の調整や、より利用しやすいレイアウトの検討がしやすくなるなど、切り分けない方が合理的であるとする。
- (政策課長) 仮にDBO方式となるのであれば、民間の資金調達に関しては影響がないのではないか。
- (公園課副主幹) その部分は影響がないと考える。

【事業手法について】

- (アセットマネジメント推進課長) 事業手法を定めるための定性評価の結果について、例えば民間事業者が参画しやすい等といった理由の方が良いのではないか。
- (生涯学習課長) 表現を修正する。

【参考について】

- (総務法制課長) 資料内の「シティセールス」については、「シティプロモーション」へ修正していただきたい。
- (教育総務室長) 承知した。

≪原案を一部修正し、上部会議に付議する。≫

【跡地の活用について】

○(財政局長)平成29年度の基本計画(案)策定時と比べ、物価高騰についてはやむを得ないと考え、施設のグレードも変わり、事業費も増加している。その中で、跡地の活用について、今後、どのように検討していくのか。他の庁議でも跡地の活用は議論となることもあり、今回の審議においても、その要素は必要であると考え。さらに、以前は、駅前の自転車駐車場や駅前広場の話もあったが、説明資料から抜け落ちていると感じる。

→(都市計画課長)平成29年度は、駅周辺の公共施設を鹿沼公園に集約させ、跡地を売却し財源に充当するという考えであった。また、複合施設や公園等に係る事業費については、平成29年度と比較できるように資料を構成した。

昨年度に策定した「まちづくりビジョン」では、第1ステップと第2ステップという切り分けを行い、第1ステップでは、複合施設の整備と公園のリニューアル、第2ステップでは、駅前の自転車駐車場の再整備も含めた跡地の活用とした。当然、施設整備等を行っていく上で、財源の確保が必要であるということは認識している。「行財政構造改革プラン」においては、施設の集約化による管理運営費の削減や跡地の活用などにより、10.5億円の見直し効果額を生み出し、事業費に充当すると試算している。また、「まちづくりビジョン」においても、10.5億円以上の効果を生み出していくことを位置づけている。つまり、「行財政構造改革プラン」と「まちづくりビジョン」で示している部分が、財源確保の方針を示していると考え。

第2ステップの取組状況については、現在、民間事業者等へアンケートやヒアリングを実施し、駅前の自転車駐車場の再整備やにぎわいの創出、跡地の売却・貸付など、事業成立の可能性等について調査分析を行っている。令和6年度に策定を予定している「まちづくりプラン」において、今後の方向性を示していきたいと考える。なお、跡地の活用については、令和8年度までに庁議を開催し、方針の策定や財源の捻出などについて諮っていききたいと考える。

→(財政局長)説明資料の中で、第2ステップについても、第1ステップと並行して取り組んでいることを盛り込み、見せ方を工夫していただきたい。

【大規模事業評価について】

○(市長公室長)この事業については、大規模事業評価を第1ステップと第2ステップの2回に分け実施するということだが、今年度に予定している第1ステップの大規模事業評価は、想定事業費を諮り答申を受ける中で、2回目までの間に想定事業費が変わる可能性があるのではないかと。

→(都市計画課長)答申を受けた第1ステップの想定事業費は、まちづくりプラン策定まで変わることはない。

→(財政局長)第1ステップと第2ステップは別物ということか。基本計画(案)策定時は、一緒に実施するという考えであったと思われるが。

→(都市計画課長)基本計画(案)策定時は一緒に実施することを想定していたが、整備する施設ごとに時間軸が異なることから、大規模事業評価についても、第1ステップと第2ステップに分けて検討することとした。このことについては、令和4年度に策定した「まちづくりビジョン」の中で、そのように整理した。なお、第2ステップでは、駅前の自転車駐車場の再整備も含め、跡地の活用について諮っていき考えているが、現時点で具体的な試算はなく、そもそも大規模事業評価の対象となるのかどうか、まずはそこからの議論となる。

【想定事業費について】

○(財政担当部長)この事業の本来の目的は、公共施設の複合化による利便性の向上と、費用の削減にあると考える。様々な議論が重ねられていることは承知しているが、個別建替えて整備した場合のトータルコストと複合化した場合を比較した中で、どれくらい費用が削減できるのか。また、第2ステップに係る部分も含めた議論をしないと、本質的なところが見えてこない。説明にもそのような要素を付け加えた方が良いと考える。

○(財政局長)個別建替える場合と複合化した場合の事業費を比較した中で、金額的なメリットを追記していただきたい。

→(生涯学習課長)検討する。

【防災機能について】

○(中央区副区長)昨年10月に大野北地区でまちづくり懇談会が開催されたが、多目的広場に関して、防災機能を含めた議論をしてほしいと意見をいただいた。例えば、公園内のベンチを災害時に釜戸に利用するなど。その際、環境経済局長からは「多目的広場も含め、鹿沼公園については、引き続き、広域避難場所としての機能が発揮できるよう、そして、鹿沼公園に必要な取組を検討していきたい」と回答した。

大野北公民館は風水害時の避難場所として、青少年学習センターは帰宅困難者の一時滞在施設に指定されており、大野北地区の他の一時滞在施設は桜美林大学淵野辺キャンパスが指定されている。桜美林大学の収容人数は90名、青少年学習センターの収容人数は280名となっていることから、複合化により青少年学習センターの一時滞在施設の機能が無くなった場合、桜美林大学だけでは対応が困難な状況となる。

事業の検討にあたり、防災機能の視点も含めながら進めていただきたいが、これまでの議論の中で、防災に関してどのような意見があったか。

→(公園課長)これまでの市民検討会の中でも「防災」という言葉は多く出てきている。公園については、整備を予定している全天候膜屋根を災害時でも利用できるように考えており、ベンチについても意見をいただいているため、引き続き、検討していく。

→(生涯学習課長)複合施設の防災機能については、「まちづくりビジョン」でも記しており、今後策定する「まちづくりプラン」にもそのような要素が必要であると考えます。

→(中央区副区長)説明資料の中に「防災」という言葉があっても良いと考える。

【事業の所管課について】

○(市長公室長)事業スキームをDBO方式とした場合、どこの課が対応するのか。もし、各課が契約等を行えばスケールメリットが無くなってしまうため、別々に対応するという事はないと考えるがいかか。

→(生涯学習課長)現時点では決まっていない。対応する課を検討する。

→(市長公室長)上部会議へ付議するまでに整理していただきたい。

【配置イメージ図について】

○(総合政策・少子化対策担当部長)説明資料P6に記されている配置イメージ図は、「まちづくりビジョン」などで示した図か。

→(公園課長)説明資料の図は、あくまでも担当課において作成した配置イメージ図である。なお、図は「確定している要素」と「民間に委ねる要素」と2つの区分に分けており、「民間に委ねる要素」は、民間事業者の自由な発想により提案することが可能である。例えば、テニスコートの位置など。

→(総合政策・少子化対策担当部長)複合施設の位置は、示された範囲内であれば、民間事業者が決められるということか。

→(公園課長)そのとおりである。

→(総合政策・少子化対策担当部長)近隣にマンションがある中で、複合施設の階数や構造、建設時の条件などはあるのか。

→(生涯学習課長)公園や周辺環境との調和を考慮した時、高い建物はあまり馴染まないと考える。現時点では、2、3階建ての建物をイメージしている。民間事業者へ設計も委託するため、その中で想定するイメージとして伝えていきたいと考える。

→(財政担当部長)多世代健康スポーツゾーンにテニスコートが記されているが、他の施設でも構わないのか。

→(公園課長)テニスコートに加え、他の施設の提案があった場合には、内容によって判断することとなる。民間事業者が、自由な発想で、公園の魅力を発揮できる施設を提案し、その中から市が選定していければと考える。

→(財政担当部長)その部分の整備費用は。

→(公園課長)契約金額の範囲内で実施することとなる。

【図書館について】

○(市長公室長)別の庁議である「中央図書館機能基本方針の策定」と関連する事業のため、その内容を今回の資料に一部追記し、連携を図っていただきたい。

→(生涯学習部長)承知した。

◀原案のとおり上部会議に付議する。

ただし、庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。▶

淵野辺駅南口周辺まちづくり事業について

戦略会議 資料

1. 複合施設整備位置の絞り込み
2. 鹿沼公園の整備内容及び複合施設の規模
3. 想定事業費
4. 事業手法及び事業期間

令和6年2月2日
教育局生涯学習部
環境経済局
都市建設局まちづくり推進部

生涯学習課
公園課
都市計画課



まちづくりビジョンで定めた内容

【複合化対象施設】

以下の6施設を集約・複合化します。

- 図書館・視聴覚ライブラリー
- 大野北公民館
- 大野北まちづくりセンター
- 青少年学習センター
- あさひ児童館
- さがみはら国際交流ラウンジ

【コンセプト】

目的がある人もない人も、誰もが気軽に利用できる公園のような施設

第1ステップ

【鹿沼公園】

- ・残す施設⇒児童交通公園、白鳥池、遊具広場、築山
- ・位置を検討し、残す施設⇒テニスコート
- ・廃止施設⇒軟式野球場、水生植物池

第2ステップ

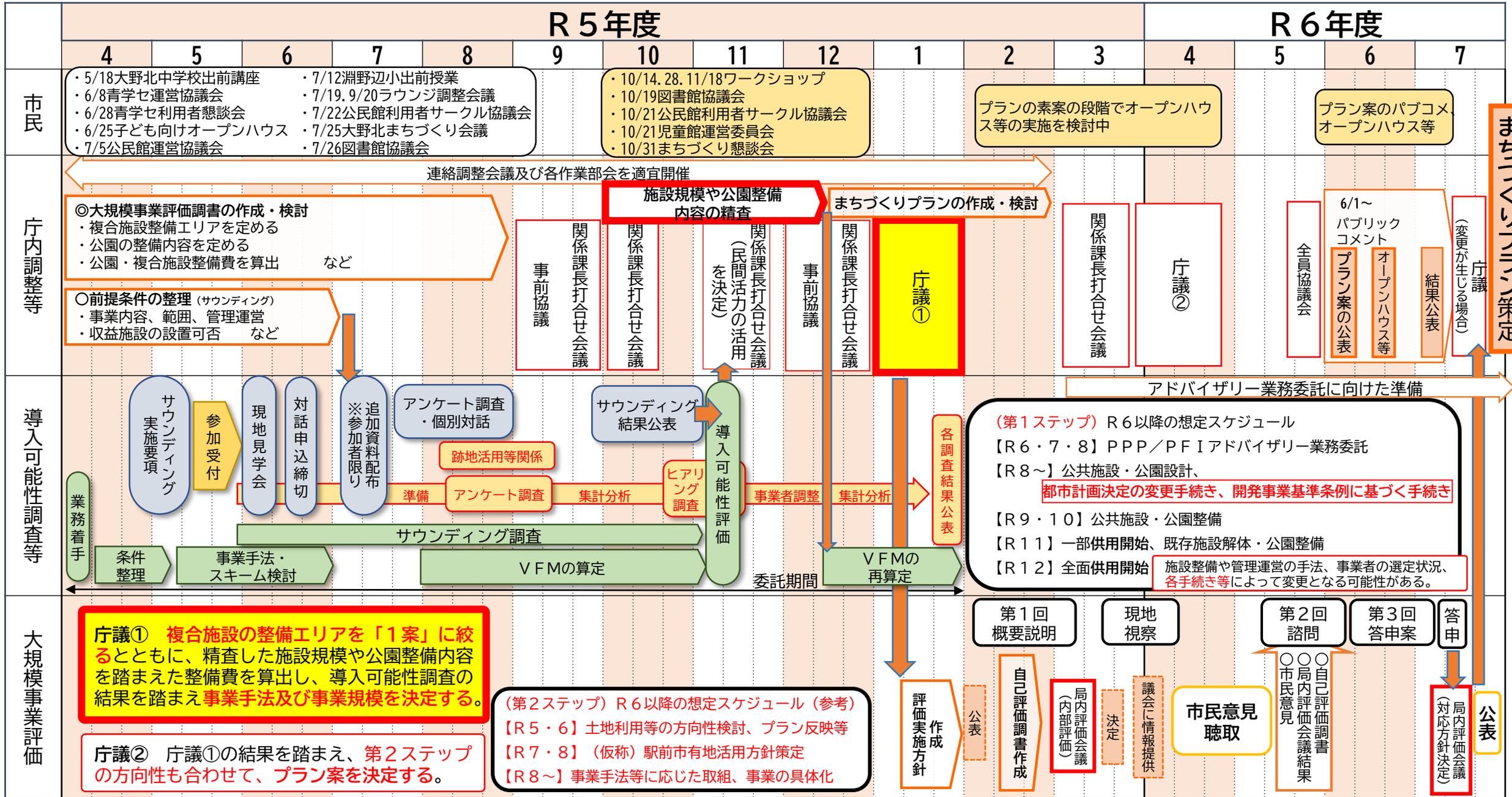
【駅前市有地等】

- ・駅前での機能維持を前提に再整備（自転車駐車場）
- ・自転車駐車場再整備での活用（まちセン・公民館等敷地）
- ・売却・貸付け等による財源確保



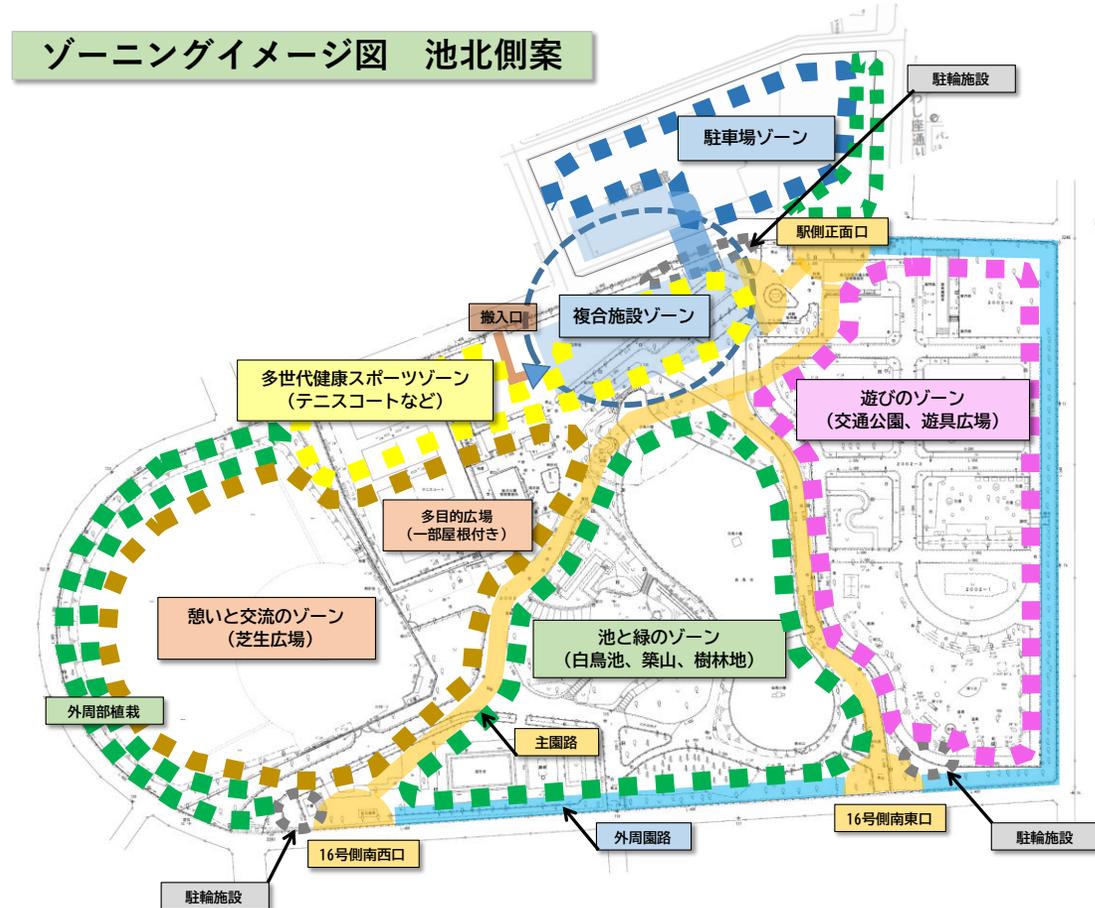
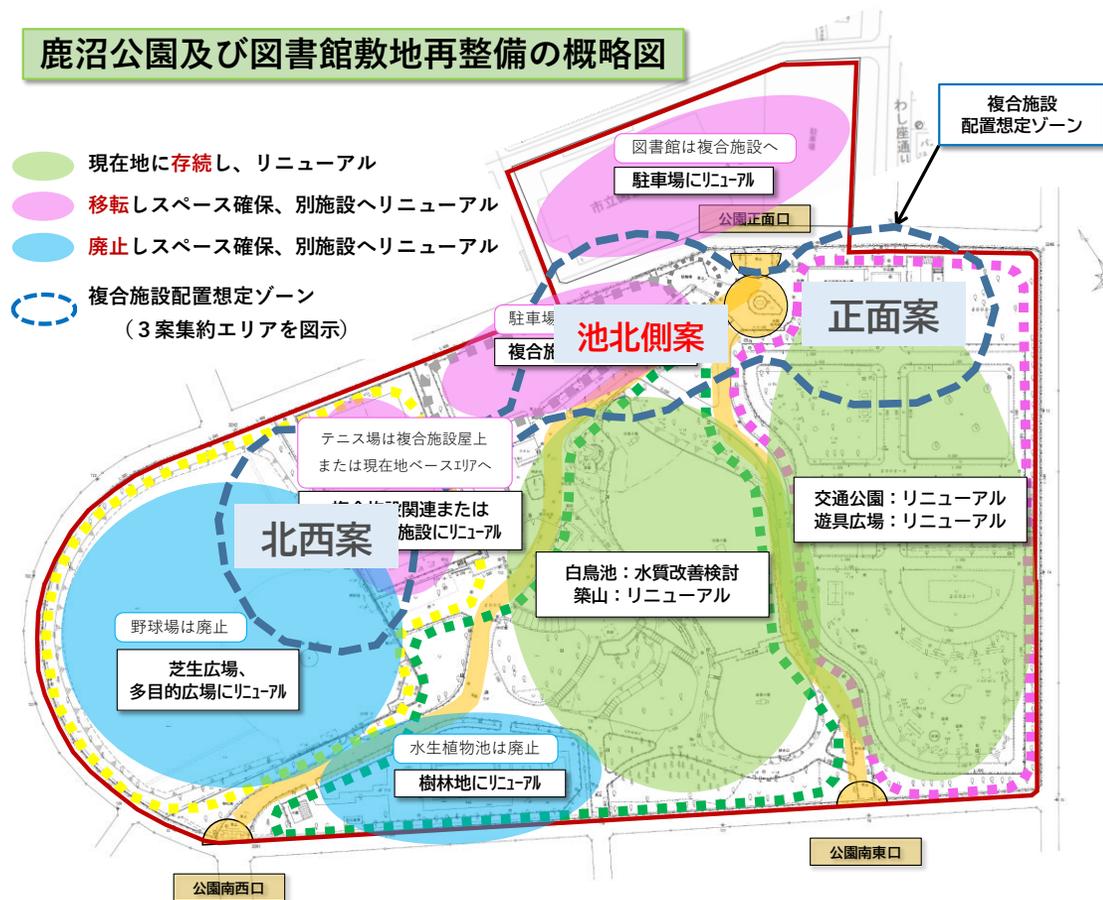
【敷地の一体的な利用】

複合施設整備に伴う鹿沼公園への影響を抑えるため、鹿沼公園と図書館敷地を一体的に利用して再整備を行います。



1. 複合施設整備位置の絞り込み

各ゾーニングイメージの特徴や検証結果、オープンハウスにおける市民等の意見などから、「池北側案」を基本として、民間事業者の意見等を参考に、最終的な複合施設の配置エリアを検討していくこととする。(まちづくりビジョン P53)



1. 複合施設整備位置の絞り込み

市民や民間事業者からの意見を踏まえるとともに、関係法令に基づく手続や基準との整合、施工性や想定事業費などの実現可能性を踏まえ、最終的な3案の評価を行った。

評価項目	評価結果
機能	複合施設各ゾーンへ与える影響や、防災面（避難場所として芝生広場のエリアをより広く確保できる）等において池北側案が最も優れている
立地・拠点性・景観	駅や駐車場からのアクセスや周辺住環境へ与える影響（騒音や光環境、圧迫感等）を考慮すると池北側案が最も優れている
工事	既存の公園施設への影響（白鳥池の形状変更等）や工期、公園利用者への影響（公園の一部休止範囲や期間等）を考慮すると北西案が最も優れている
コスト	既存の公園施設への影響や工期等から、北西案が最も優れている



立地や機能面において池北側案が優れているが、工事に関することやコスト面において、工夫の余地がある。
⇒工事、コストとも、複合施設の位置及び形状の工夫により、北西案と同様の評価とすることが可能となる

○市民意見、民間事業者の意見、庁内検討の結果を参考に、公園管理者（市）として、「適正なゾーニング」「公園の使われ方」「今後の発展性」等を鑑みて**複合施設の整備エリアは「池北側案」とする。**

○複合施設整備エリアは、従来示してきた池北側案のエリアを、北西案側の**現公園管理事務所・テニスコート付近まで拡張する。**

○エリアを拡大することで、民間事業者の柔軟な発想による工事やコスト面を含めた創意工夫を引き出し、さらに魅力的な提案を受け余地を広げる。

1. 複合施設整備位置の絞り込み

最終案における主な公園の配置イメージ図



公園ゾーニングの整理

【確定している要素】

- ①複合施設建設エリア
- ②築山・白鳥池の位置
- ③駐車場位置(公園敷地外)
- ④各ゾーンの大まかな位置

【民間の提案を受ける要素】

- ①複合施設の建設位置
- ②テニスコートの位置及び
広場(芝生・多目的)の形状
- ③遊具の機能と配置
- ④交通公園の内容

鹿沼公園の整備内容

【H29の想定整備内容】 ※H29基本計画案抜粋

- 整備エリア
既存施設の老朽化等の課題解消、また、複合施設との融合に配慮した施設機能を目指し公園全体を対象
- 整備内容
児童交通公園のリニューアル、蒸気機関車・白鳥池の機能維持、駐車場の台数拡大、巨木化・老木化している樹木の更新

【現在の想定事業費の算定に係る整備内容】

- 整備エリア
施設全体の老朽化、樹木の高木・老木化等が進行していることから、公園全体を対象
- 整備内容(基本)
野球場・水生植物池転用、テニスコート移設、児童交通公園・遊具広場リニューアル、駐輪場整備等
- 整備内容(拡充)
外周園路(公園の東西外周)
⇒開発行為に伴い南北に歩道状空地の整備が必須となることに伴い、公園の東西外周園路を歩道状空地と繋げて整備する。
それにより、公園内を散歩やジョギング等により一周することができ、歩道状空地を有効活用するもの。

管理棟建替え

⇒複合施設の建設に伴い、位置を変更する必要があることから再整備するもの

全天候膜屋根施設

⇒防災の観点や、日差しの強い時期の憩い、雨天時の利用、公園の持つ活動・交流機能の強化を図るため整備するもの

複合施設のコネクト「目的がある人もない人も、誰もが気軽に利用できる公園のような施設」

◆新たな学びや交流が生まれる施設

◆誰もが気軽に利用できる施設

◆様々な活動に触れられる施設

⑤複合施設の相乗効果

○お互いの活動の様子が見えることで、
新たな学び・活動や交流・連携を生み出す。

④これからを見据えて

○新たなニーズに対応し、
何度も行きたくなる、ずっと滞在したくなる空間を作り出す。

③これまでを大切に

○読書、学習、発表、相談など、
これまで行われてきた様々な活動を大切にする。

②鹿沼公園という立地特性

○公園とのつながりを大切にし、公園と施設、相互に魅力を高める。

①ユニバーサルデザイン、景観・環境配慮

○誰もが利用しやすく、周辺の景観や防災に配慮するとともに、
脱炭素社会を見据える。

(1) 複合施設の機能及び規模の精査における考え方

まちづくりビジョンの考え方

- 共用部分の集約化等による十分かつコンパクトな施設規模
(延床面積7,500㎡程度を目安として検討)
- スペースの有効活用による新たなニーズへの対応
(利用率の低い貸室や機能の重複する貸室を整理)
- 中央図書館としての機能の充実

施設規模の精査

- ① 貸室の利用実態(利用率や利用内容・人数等)を踏まえ、ニーズに応じた仕様、部屋数や面積に再編
- ② バックヤードや共用部は、先行事例や国の基準等を踏まえ、必要な面積を確保
- ③ 中央図書館機能として、蔵書の保存機能や配送機能を充実

(2) 貸室の現状

施設	利用率	
市立図書館	25.8%	全体的に利用率が低く、一部の貸室はニーズに合わなくなっている。
大野北公民館	63.2%	利用率は市内の公民館の中で最も高い。(旧市域公民館平均利用率:44.1%)
青少年学習センター	61.3%	音出し可能な部屋の利用率が高い傾向にある。

【貸室の利用実態】

(利用率は令和4年度実績)

- ・10人以下での利用が全体の約61%、うち5人以下での利用が約26%ある。
- ・ダンス、演劇、音楽等の音を出す活動が、全体の約50%を占めている。

2. 鹿沼公園の整備内容及び複合施設の規模

(3) 精査後の複合施設における各機能の想定面積

(単位：㎡)

各施設の機能		現状	精査後	増減	施設規模精査のポイント
市民利用 スペース	会議室（大・中・小） ※貸室	420	390	-30	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用実態を踏まえ、貸室数や規模を算定 ● ニーズに合わない貸室は集約を図る ● 音楽やダンス等で利用できるスペースが不足しているため、スタジオを増加 ● 複合化後の貸室の想定利用率は約53%となる（令和4年度利用実績ベース） ● 誰もが気軽に利用できるフリースペース（約150席分）や子どもが伸び伸びと遊んだり本を楽しんだりするスペースを拡充
	多目的ホール ※貸室	428	400	-28	
	スタジオ（音楽・ダンス） ※貸室	196	315	119	
	和室 ※貸室	174	40	-134	
	実習室等 ※貸室	215	130	-85	
	子どものためのスペース	119	174	55	
	フリースペース・窓口待合スペース	546	574	28	
小計	2,098	2,023	-75		
図書館	図書館書庫、配送スペース	596	1,010	414	<ul style="list-style-type: none"> ● 中央図書館機能確立のために必要な規模を算定 ● 図書館の集会室は見直し、複合施設全体の貸室として確保 ● 中央図書館機能基本方針を踏まえ、蔵書は約70万冊収容できる規模を想定
	図書館閲覧スペース	1,601	1,601	0	
	貸室（大集会室等）	542	0	-542	
	小計	2,739	2,611	-128	
バックヤード	事務室※、会議室等	557	514	-43	<ul style="list-style-type: none"> ● 事務室は、フリーアドレスの導入によるスペースの有効活用を見込む ※ 大野北まちづくりセンターやさがみはら国際交流ラウンジを含む
	休憩室、更衣室	168	118	-50	
	倉庫	260	222	-38	
	小計	985	854	-131	
共用部	廊下、トイレ等	1,543	1,334	-209	<ul style="list-style-type: none"> ● 廊下、トイレ等は複合化により必要な規模を確保 ● 機械室は国の基準により必要な規模を確保
	機械室等	519	672	153	
	小計	2,062	2,006	-56	
合計		7,884	7,494	-390	

【第1ステップ】複合施設・公園整備(従来手法によるイニシャルコスト)

分野	項目	H29事業費	事業費	差額	備考
	PPP/PFIアドバイザー業務委託等	約0.5億円	約0.5億円	-	
	複合施設整備費用	約33.6億円	約64.9億円	+31.3億円	<ul style="list-style-type: none"> ・物価高騰による増加(約19.8億円) ・H29積算時に設定のなかった設計費による増加(約1.9億円) ・ZEB化による増加(約8.9億円) ・地質調査・測量調査費用の追加(約0.1億円) ・工事監理費用の追加(約0.6億円)
歳出	鹿沼公園整備費用	約5.0億円	約14.7億円	+9.7億円	<ul style="list-style-type: none"> ・物価高騰による増加(約4.2億円) ・外周園路整備による増加(約1.8億)※開発に伴う歩道状空地除く ・外トイレ撤去による増加(約0.2億) ・管理棟建て替えによる増加(約2.0億) ・全天候膜屋根施設設置による増加(約1.3億) ・工事監理費用の追加(約0.1億円)
	駐車場整備費用	-	約0.6億円	+0.6億円	現図書館敷地の駐車場整備による増加(H29時は公園整備費用として算定)
	開発事業基準条別に係る整備費用	-	約3.2億円	+3.2億円	歩道状空地及び雨水調整池(鹿沼公園及び現図書館敷地)の設置による増加
	産業廃棄物処理、初度調弁、移転費用	-	約4.2億円	+4.2億円	類似事例を参考に算出
	合計	約39.1億円	約88.1億円	+49.0億円	
財源内訳	国庫補助金	約12.0億円	約21.2億円	+9.2億円	<ul style="list-style-type: none"> ・都市構造再編集中支援事業費補助(対象事業費の50%)(駐車場整備(図書館敷地)については12.5%) ・二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(対象事業費の1/3)
	市債	約23.9億円	約54.9億円	+31.0億円	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等適正管理推進事業債(充当率90%、交付税措置率50%(撤去費用は交付税措置なし)) ・一般事業債(まちづくりセンター・国際交流ラウンジ部分)(充当率75%)
	一般財源	約3.2億円	約12.0億円	+8.8億円	
	合計	約39.1億円	約88.1億円	+49.0億円	

※まちづくりプラン策定後、事業内容の具体化に伴い、想定事業費は変動する可能性がある。

【第1ステップ】鹿沼公園・複合施設の維持管理・運営(従来手法による80年間のランニングコスト)

項目	事業費	試算の前提条件
維持管理運営費	約650.7億円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設カルテ（令和元年度）を基に算定（複合施設については床面積の変動割合に応じて算出） ・ 複合施設の修繕費は『建築物のライフサイクルコスト』を基に算定 ・ 賃借料は皆減（約0.17億円/年） ・ ZEB化による削減分を含む ・ 80年間（約8.0億円/年） ※R元年度実績 約8.3億円→複合化後 約8.0億円（施設修繕費は除く）
長寿命化・中規模改修費	約61.8億円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中規模改修2回（20年、60年） ・ 長寿命化改修（40年）
複合施設解体費	約4.1億円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 80年後の複合施設解体費
合計	約716.6億円	

※まちづくりプラン策定後、事業内容の具体化に伴い、想定事業費は変動する可能性がある。

【参考】個別建替えと複合化の比較

○複合施設・公園整備(従来手法によるイニシャルコスト)

分野	項目	個別建替え	複合化	差額	個別建替えの算定方法
歳出	PPP/PFIアドバイザー業務委託等	-	約0.5億円	+0.5億円	・個別建替えの場合は従来手法を想定
	複合施設整備費用	約71.6億円	約64.9億円	-6.7億円	・採用単価は複合施設と同様 ・各施設の規模及び場所は現在と同様を想定 ・さがみはら国際交流ラウンジは現在と同様の形態を維持すると想定 ・図書館については蔵書保管のための仮設費用を見込むがその他施設については既存ストックを活用することを想定し仮設費用は見込んでいない
	鹿沼公園整備費用	約14.7億円	約14.7億円	-	・個別建替えの場合も必要な整備のため、同額を見込む
	駐車場整備費用	-	約0.6億円	+0.6億円	・個別建替えの場合は生じない
	開発事業基準条例に係る整備費用	-	約3.2億円	+3.2億円	・個別建替えの場合には生じない
	産業廃棄物処理、初度調弁、移転費用	約4.6億円	約4.2億円	-0.4億円	類似事例を参考に算出
	合計	約90.9億円	約88.1億円	-2.8億円	個別建替えの場合は有利な市債が使えない 跡地活用により得られる効果が見込めない

【個別建替えの場合】
整備費用やランニングコストの増加だけではなく、有利な市債が使えないことや、跡地活用による効果を見込めないことから、市の財政負担が大きくなる。

○鹿沼公園・複合施設の維持管理・運営(従来手法による80年間のランニングコスト)

項目	個別建替え	複合化	差額	個別建替えの算定方法
維持管理運営費	約671.4億円	約650.7億円	-20.7億円	・公共施設カルテ(令和元年度)を基に算定 ・修繕費については年度による変動が大きいため、複数年度の平均値を基に算定 ・ZEB化による削減分を含む ・80年間(約8.4億円/年)
長寿命化・中規模改修費	約63.5億円	約61.8億円	-1.7億円	・中規模改修2回(20年、60年) ・長寿命化改修(40年)
複合施設解体費	約4.2億円	約4.1億円	-0.1億円	・80年後の施設解体費
合計	約739.1億円	約716.6億円	-22.5億円	

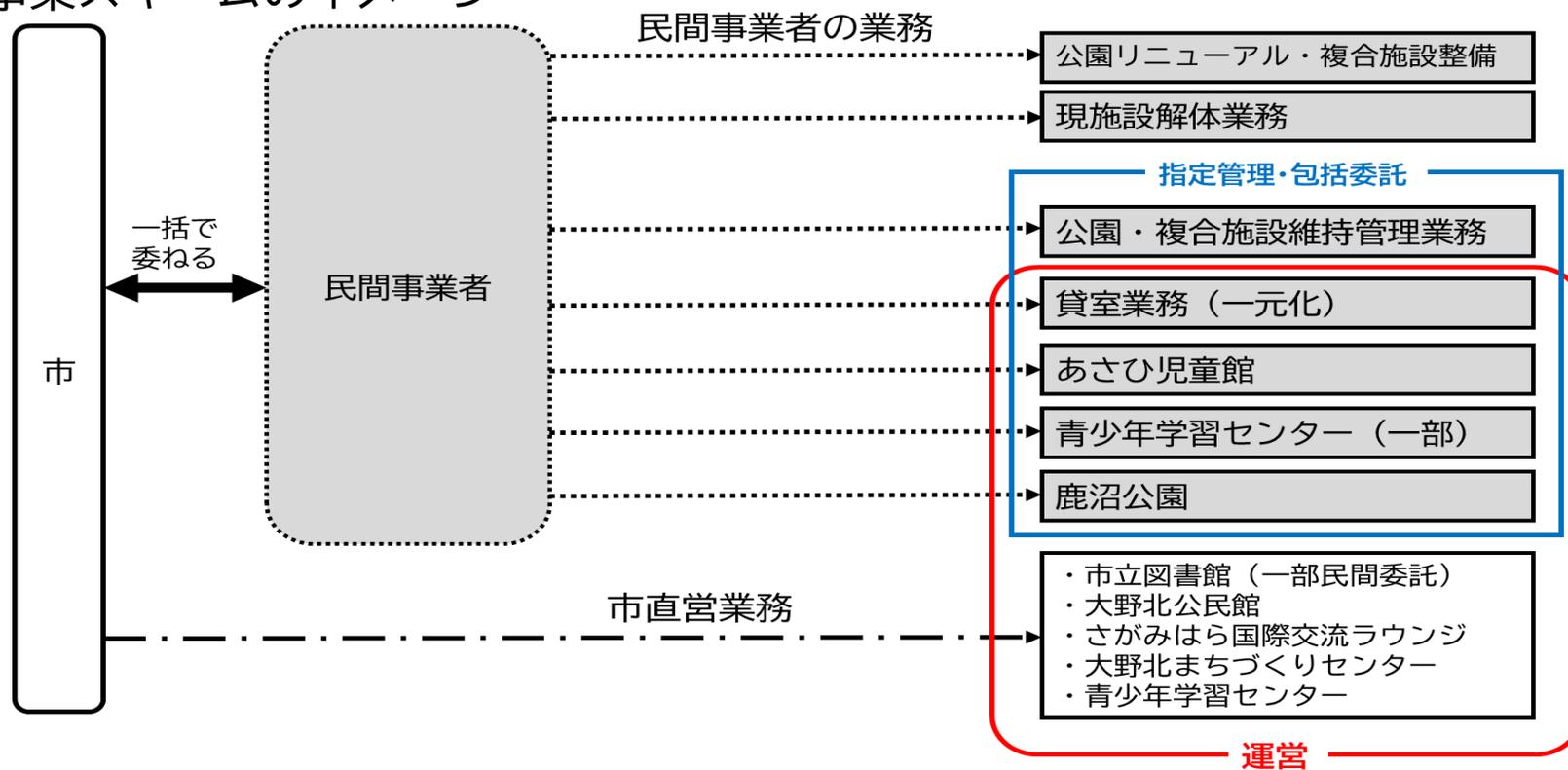
4. 事業手法及び事業期間

(1) 本事業における官民役割分担の基本的な考え方

- 民間事業者のノウハウ等を最大限に活用するため、公園及び複合施設について、設計・施工から維持管理・運営までを包括し、長期的に委ねる
- 業務をまとめることにより効率的・効果的、又は利用者にとって利便性の高いサービスについては、サービスの一元化を行う。
- 市として実施すべきものは、引き続き直営とする。

➡ 「指定管理者制度」・「包括管理委託」を導入。

(2) 全体の事業スキームのイメージ



4. 事業手法及び事業期間

(3) 官民役割分担及びサウンディング型市場調査の考えを踏まえた事業スキームにおけるVFMの算定結果

事業方式	PFI(BTO)方式	DBO方式
資金調達	・国庫補助金 ・起債 <u>・民間の調達資金</u>	・国庫補助金 ・起債 <u>・一般財源</u>
事業期間	【設計・建設】約4年(設計15か月、複合施設建設2年、公園改修3年)※複合施設建設と公園改修は並行して実施 【維持管理運営】15年	
民間事業者の業務範囲	○初期整備(複合施設及び鹿沼公園):設計、監理、工事を包括する。 ○維持管理業務:鹿沼公園及び複合施設を一体的に実施する。 ○運營業務:貸室機能(一元化)・児童館機能・青少年事業(一部)・鹿沼公園の業務全般 ○既存施設解体	
事業スキーム図	<p>相模原市とPFI事業者(SPC)は事業契約(サービス対価)を結ぶ。SPCは金融機関と融資契約を結ぶ。SPCは建設企業、設計企業、維持管理・運営等企業から出資等を受け、業務委託を受ける。SPCは利用者へサービスを提供する。相模原市とSPCの間には直接協定の関係も示されている。</p>	<p>相模原市は建設工事請負契約、基本契約、運営委託契約をそれぞれ設計・施工グループ(建設企業、設計企業)と維持管理・運営等企業とに結ぶ。設計・施工グループは相模原市とコンソーシアムを結ぶ。維持管理・運営等企業は相模原市とコンソーシアムを結ぶ。コンソーシアムは利用者へサービスを提供する。</p>
財政負担削減効果(VFM)	0.72%	3.22%

(4) 定性評価

項目	PFI(BTO)方式	DBO方式
市民の利便性	維持管理運営の視点を設計・施工に反映させることが可能なため、 市民が利用しやすい施設となる。	
支出平準化	<u>設計・建設時において、民間資金の活用により一般財源部分の平準化が図られる</u> が、国庫補助金及び起債が適用できるため 民間資金の範囲は限定的 である。	設計・建設時において、まとまった一般財源が必要となるが、国庫補助金及び起債の適用により 概ね平準化が図られる ことから影響は少ない。
参画しやすさ	民間事業者の参画意向が確認でき、一定の競争性は確保できるが、SPC組成や出資調整が必要となり、 出資が難しい民間事業者の参画が困難 。	民間事業者の参画意向が確認でき、競争性は確保できる。また、民間事業者の資金調達が必要ないため 参画しやすい 。
手続き	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)に則り事業実施が可能。	PFI法に基づく手続きではない ため、従来手法の手続きも確認しながら、明確にしておく必要がある。
契約	事業契約(設計・建設・維持管理運営)を結ぶ。 責任分担が明確 である。	基本契約、設計建設の一括請負契約、維持管理運営の委託契約をそれぞれ結ぶ。 契約者が2者以上となるため、責任分担を明確にする必要がある。
リスク	設計時における都市計画決定の変更手続きや開発事業基準条例に基づく 手続きの調整を民間事業者が行う ため、民間事業者にとってリスクとなる可能性がある。	設計時における都市計画決定の変更手続きや開発事業基準条例に基づく 手続きの調整を庁内で行うことができる。

(5) 最適な事業スキームについて

定量評価（VFM）及び定性評価の結果等を勘案し、
本事業の事業スキームはDBO方式（維持管理運営期間15年）とする。

〈選定の理由〉

①定量評価

DBO方式の方がPFI（BOT）方式に比べてVFMが高い。
（VFMが1%未満でPFI方式を選択している事例はほぼない。）

②定性評価

「市民の利便性」や「支出平準化」については大きな差はないが、
「参画しやすさ」の点で、DBO方式は、民間事業者の資金調達が不要なため参画しやすいことから、
競争による支出の削減が期待できる。

〈維持管理運営期間の設定理由〉

- ・ サウンディング型市場調査の結果、望ましい事業期間として15年（大規模修繕が不要な期間）を挙げる事業者が最多であり競争性が確保できると考える。
- ・ 同一の事業者が中長期的に施設の維持管理運営を実施することで、民間事業者の業務改善及びコスト低減や施設の予防保全が図られる。

取組	項目	効果額	備考
集約・複合化	管理運営費用削減 (鹿沼公園・複合施設)	約0.39億円/年	賃借料の皆減及び延べ床面積削減による減少 ※修繕費は年度による変動が大きいいため算定から除く ※ZEB化による効果額を含む ※複合化による減少：30,835千円/年、さらに民間活力導入による減少：8,258千円/年 計39,093千円
跡地活用① ※まちセン・ 公民館(3,227㎡) ・児童館(378㎡)	売却	約9.7億円	想定価格270千円/㎡と仮定 (改革プランの算定方法と同様)
	税込見込み	約0.38億円/年	跡地活用後の固定資産税・都市計画税(土地・建物)及び市民税
跡地活用② ※まちセン・ 公民館(3,227㎡) ・児童館(378㎡)	定期借地	約0.29億円/年	土地価格の3%で試算(市有財産条例施行規則第16条2項) ⇒34年以上で、売却よりも効果額が多くなる
	税込見込み	約0.36億円/年	跡地活用後の固定資産税・都市計画税(建物)及び市民税

効果額合計

①売却の場合 約0.77億円/年 + 売却益約9.7億円

②定期借地の場合 約1.04億円/年

※上記以外にも、自動車駐車場(鹿沼公園・複合施設)の有料化や図書館敷地の活用、また民間活力による駅前市有地(公共施設の跡地等)の有効活用の検討により、歳入の増加を見込むことができる。

※老朽化した公共施設の課題を解消し、利用者の利便性の向上や将来コストの削減を図るとともに、シティプロモーションやシビックプライドの向上効果も期待される。

(注)効果額は試算であり、確定したものではありません。

1 中山間地域の持続可能な医療の在り方に係る基本方針の策定について

【健康福祉局】

(1) 主な意見等

(市長) 前回の戦略会議で議論された意見や課題を反映した箇所はどこか。

(健康福祉局長) 藤野地区の診療所再編について、手法の選択肢を残しつつではあるが、実現可能なスケジュールに変更したのが主な点である。その他、地域住民から意見があった通院への不安を解決するための移動手段についての現状の分析及び活用できる手段の検討、周知方法について修正している。

(市長) 公表済の原案から、相模湖地区は令和8年度から9年度へと1年、藤野地区は令和8年度から10年度へと2年延期となっているが、このことについて、各地域はどのように受けとめると考えているか。

(健康福祉局長) 相模湖地区は、一番反対意見が出ている地区であり、これまでも令和8年度に統合することの白紙撤回を求める要望をいただいている。1年延期することにより、訪問型オンライン診療の実証事業や地域お出かけサポート推進事業等を活用して地域に働きかける猶予期間を確保することで、理解を深めていただけるものとする。藤野地区は、施設の方向性を具体的に示すことができていなかったことから、2年延期させていただいた。現診療所よりも体制が整い、利用しやすくなることをしっかりと説明していくことで地域の理解をいただけると考える。

(市長) 訪問型オンライン診療の事業は、どのように実施する予定か。

(医療政策・感染症対策担当部長) 6月から7月にかけて2ヶ月ほど、市所管の診療所において実施することを考えている。その中で、様々な課題が出ると思われるので、患者や医療従事者等からの意見等を受け取り、来年度以降につなげていきたいと考えている。

(市長) 地域お出かけサポート推進事業は、どのようなものか。

(健康福祉局長) 地域のボランティアが移動支援を行う事業である。現在14団体が利用しているが、相模湖地区では行われていないため、相模湖地区にも働きかけを行いながら、補完的な取組として実施していきたいと考えている。

(市長) 藤野診療所の再編について、必要な機能は以前から把握していたものであり、今になって2年延期の理由とするには、理解を得づらいと考えるが、いかがか。

(健康福祉局長) 必要な機能については、基本方針の公表後に整理すべき課題と考え、十分な精査を行っていなかったが、仮案を公表して地域に説明する中で、地域の方に約束できるものでないと理解を得られないと考え、より明確な形で基本方針を作成させていただきたく再提案するものである。

(市長) 通院手段の確保策として、けんこう号やスクールバスが記載されているが、どのように活用することを想定しているか。

(健康福祉局長) けんこう号の実績については、想定よりも若干低い状況であり、11月は119人、12月は70人、1月は73人という利用状況である。団体利用としては、11月に12団体、12月に7団体、1月に5団体から利用登録があり、増えている状況である。けんこう号の活用方法として、例えば、特に要望の多い相模湖地区においては、内郷診療所の隣にさがみ湖リフレッシュセンターという公共施設があり、健康体操等に活用している団体がある。慢性疾患の場合は予約制で診療所受診が可能であるため、体操を中抜けしてもらって診療してもらおうといったようなことが考えられる。

(市長) 令和6年度から取り組むことができるか。

(健康福祉局長) 令和6年度から、さがみ湖リフレッシュセンターの指定管理者が変わるが、その指定管理者から内郷診療所とタイアップした事業を検討したいと聞いているため、しっかりと連携を図り、地域のためになる事業を実施したいと考えている。スクールバスについては、けんこう号のような具体的な検討には至っていないが、利用状況

等を把握しながら、こういった形で活用できるか引き続き検討していきたい。

(市長) 近隣自治体との連携について、上野原市や道志村を想定していると思われるが、中山間地域という面では、県北、県央、県西の中山間におけるへき地医療を神奈川県に要望しているように、広域的に共通の課題がある。これらの地域を含めた連携、情報共有の仕組みづくりが必要と考えるが、いかがか。

(健康福祉局長) 無医地区等の指定を受けることにより、地域に合った診療体制を作ることができるので、中山間地域を抱える県内の他自治体にもアプローチして情報を共有し、県とも調整を行いながら事業を進めていきたいと考えている。

(市長) 様々な共通した課題があると思うので、広域的に連携し、国や県に対しても一緒になって要望を行ってほしい。

(石井副市長) へき地治療への対応について、県内で横串を刺すような対応が必要であり、また、県と対立するのではなく、足並みをそろえ、巻き込んで議論ができるような場を作っていただきたい。また、藤野診療所の再編のように、その時点で決まっていなかったことを先送りして意思決定をとるという傾向にあると感じており、前回の戦略会議では意見させていただいた。今回、方向性を示したからには、しっかりと前に出し、中山間地域の医療存続のため、確実に歩みを進めていけるよう取り組んでいただきたい。

(奈良副市長) 今回の診療所再編については、基本方針案を令和4年度に作成しており、当初、令和8年度に再編する方針であった。丁寧に時間をかけて整理しなければならないという考えもあるが、藤野地区に関しては、令和10年度まであと5年もあるということを見ると、意見や陳情要望が出たから延期するという考えで本当に良いのか、様々な意見が出ることを承知で再編する年度を決めたのではないかという思いがある。

(総務局長) 津久井地区については、診療所の再編時期である令和6年度まであと2ヶ月であるので、実施する月まで記載したほうが良いのではないか。

(財政局長) 行財政構造改革プランのパブリックコメントにおいても、中山間地域の医療に対する意見が78件と一番多く、内容としては閉めないでほしいというのが一番多い。2月の中旬に回答を公表するにあたり、内容を調整させていただきたい。

(緑区長) 藤野診療所の方向性について、藤野総合事務所の活用に記述がある「総合事務所のあり方検討が見込まれるため、本設の移転先としての検討が不透明」という表現に違和感がある。市として診療所を確保する適地が総合事務所であるという意思決定があれば、総合事務所との合築を前提とした検討もあると思われる。

(市長) 12月にも3,180筆の署名をいただいております、本当にお困りになっている方々がいるため、引き続き意見をしっかりと聞く姿勢を持ち、寄り添った対応をいただきたい。

(2) 結果

原案のとおり承認する。

ただし、庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。

2 2027年国際園芸博覧会(GREEN×EXPO2027)への参加について

【環境経済局】

(1) 主な意見等

(市長) 屋外出展の参加は1次募集期間の7月までに意思決定すれば良いのか。9月以降の2次募集になることで、出展場所が悪くなるなどの違いがあるのか。

(水みどり環境課長) 1次募集で申し込むには7月までに意思決定をする必要がある。協会からは1次と2次で募集を分けることで、1次募集期間後、夏頃に申込みの規模感を把握したいと伺っている。出展場所については調整になると考えている。

(市長) 現時点で参加を表明できない場合、デメリットがあるか。

(環境経済局長) デメリットはない。

(市長) 九都県市の各指定都市は参加する意向か。本当に概算1億円も要するのか。

(環境経済局長) 九都県市の各指定都市に確認したところ、川崎市は400㎡で屋外出展を行う予定で、さいたま市及び千葉市も屋外出展に参加する予定とのことだった。本市は、川崎市で開催される全国都市緑化フェアにも参加するが、1か月間17.5㎡の面積への出展で約460万円の費用を見込んでいる。園芸博覧会の期間及び面積を勘案すると、概算1億円が見込まれると考えている。

(市長) これまでの全国都市緑化フェアに関して、本市の出展の可否はどのように決めたのか。

(環境経済局長) 平成29年に基準を定め、平成30年以降は開催自治体が政令指定都市、近隣自治体及び銀河連邦加盟共和国の場合は出展することとしている。

(市長) 園芸博覧会の重要性は理解できるが、1億円に見合ったメリットがあるのか疑問である。

(環境経済局長) 草木や樹木を植えるだけでなく、津久井産材を使用することや、JAXA関係の構築物を設置するなど、本市をPRする様々な展開が可能である。

(市長) 市内の造園業者において対応が可能なのか。

(水みどり環境課長) 技術的には対応可能だと考えるが、この規模の出展経験がないことから、デザインが行えるかは不明である。

(市長) 継続して出展を続けている業者がいるなら技術継承ができていると思うが、そうではないなら対応は難しいのではないのか。どのように出展するのか、もっと具体的なイメージは示せないのか。

(環境経済局長) 本市の都市部と中山間の部分を庭園で表現することや、情報発信の場にするなどが考えられる。

(市長) 行財政構造改革も行っている中で、近隣市が参加するからというだけでは参加する理由にはならない。出展しなくても協力することはできる。1億円に見合ったイメージがあるなら示してほしい。

(石井副市長) これまでの説明を聞く限り、どの参加者でもできるような内容であるが、もっと本市のオリジナルの企画はないのか。もっと違う視点で必要性を示せないのか。

(市長) 市内の造園業等の方の意見は聞き取りしたのか。デザインを委託するなら、市外の大手の業者に頼むことになるのか。

(公園課長) 公園等の管理で関わっている業者に聞き取りをしている。技術的には、市内の造園業者でも対応可能だと思うが、全体のプロデュースに関しては、大手のコンサル等に依頼することになるのかもしれない。

(市長) 参加するなら市内業者で作り上げたいという思いはある。また、市税を使うからには市民の理解が得られる内容にすべきである。

(市長) 協会への職員派遣は行うのか。

(環境経済局長) 協会から人事・給与課に対して、職員1名の派遣を依頼されていると伺っている。

(市長)不参加であれば、職員の派遣は不要なのか。

(総務局長)もし不参加であれば、そういう調整もあると思う。

(市長)屋外出展の出展費用は無料だが、それ以外の費用で1億円も要するということが。

(環境経済局長)場所代は無料だが、造成等の費用が発生する。

(財政局長)出展期間中の花の維持管理や入替え等が必要となると認識している。

(市長)催事に関しては、場所を借りるのにも費用が発生するということが。

(環境経済局長)催事会場の大きさによって費用は異なると思う。催事会場では、本市独自のイベント等を行うことができる。

(水みどり環境課長)屋外出展については一定の期間、屋内出展については1日単位などで場所を借りることができる。詳細は今後示され、エントリーも令和7年の4月頃と伺っている。

(石井副市長)ただ花壇が設置されるだけに聞こえるが、ドーハで開催中の様子などがわかる資料はないのか。大阪の花の万博では、広大な敷地において、様々な企業が関わり、パビリオンも設置されるなどの展開がされていた。議論するからには、そういった資料が必要である。また、費用については、全国都市緑化フェアを根拠に面積や期間で1億円と算出しているが、根拠としては乏しく、きちんと精査しなくてはならない。

(環境経済局長)実際に参加するには、きちんと積算したいと考えている。

(奈良副市長)参加するイメージが湧かないといった意見があるので、どのように屋外出展するかイメージを示すとともに、全国都市緑化フェアを参考とせず、具体的な出展イメージを元に業者へ見積もりを依頼し、適切な算出根拠も示してほしい。

(環境経済局長)今回提示している費用は概算になるので、もう少しイメージを固めて、費用を精査したい。

(石井副市長)園芸博覧会が何なのか若い世代は知らないと思うので、必要性を理解してもらうには、イメージをしっかりと示してほしい。

(奈良副市長)まずは屋外出展の参加について、庁議に諮っていると思うが、屋内出展や催事についても議論となってしまうので、提案の内容をもう少し絞り込んだ方が良いのではないかと。

(教育長)出展のイメージが湧かないので、事例など、イメージを示していただくと検討できるのではないかと。

(市長)屋外出展に参加する場合、催事スペースにおいても、本市がイベントをすることが考えられるのか。

(石井副市長)屋外出展に参加することとなった場合、催事の実施も依頼されることになるのではないかと。その場合、1億円に加えて、更に数千万円がかかってしまうのではないかと。

(奈良副市長)参加内容に応じて、出展に関わる人工も増加する。やはり費用に関して、根拠となる資料を提示していただきたい。

(大川副市長)300㎡での屋外出展を協会から提案されているとのことだが、参加に関しては最低のロットはあるのか。

(環境経済局長)屋外出展は1区画が25㎡になり、最低で1区画での出展となる。さいたま市や千葉市も300㎡で出展するかは検討中である。

(市長公室長)参加するかを検討する時間はまだあるのか。大阪万博もパビリオンの建築申請が少ないようである。屋外出展に関して、需要がどうなっているのか、主催者の状況をもう少し注視しては、どうか。

(環境経済局長)他の自治体がどのように出展されるか情報収集したい。1次募集は3月～9月だが、2次募集は令和7年2月までとなる。参加申込みは急ぐ必要はないものの、令和7年度に設計することなどを考えると、1次募集の期間内に参加を意思決定したいと考えていた。

(奈良副市長)園芸博覧会に参加に関して、事業課から参加しないという提案はできないと思う。参加するかしないかは、政策的な面もあるので、市長公室で判断できないのか。

(市長公室長) 参加するかしないかの判断はあると思う。環境経済局と相談させてもらいたい。

(財政局長) 参加に当たって九都県市で足並みを揃える必要があるのか、他の指定都市の参加の意向や広域行政の考え方も判断材料となるので、確認願いたい。

(市長) 本日の意見を踏まえ、市長公室も関わって精査をお願いしたい。

(2) 結果

差し戻しとする。

3 相模原市人権尊重のまちづくり条例(案)の制定について

【市民局】

(1) 主な意見等

(市長) 包括的諮問とはどのようなものであるか伺いたい。

(市民局長) 例えば、本市でこれから将来的に発生する様々な事案について、人権委員会の自主的な判断で取り上げ、条例に抵触するかどうかを答申するといったような抽象度が高い内容である。包括的諮問においては責任の所在が曖昧になることから、本市としては具体的な事案を諮問し、それに対して答申をいただき、最終的に市として判断をするという運用をしたいと考えている。

(人権・女性活躍担当部長) 包括的諮問の場合、人権委員会がどのような事案を取り扱うのかなど、諮問内容が非常に曖昧となる。人権に関わる重要な事案を取り扱うことから、人権委員会からの答申に基づき市が執行した場合の責任の所在などの判断が難しいと考えるため、個別具体的な事案を諮問するのが適切と考えている。

(石井副市長) 一般的に、市が審議会に対して行う諮問は包括的諮問に当たるのか。市が人権施策審議会に行った条例案に係る諮問は、包括的諮問に当たるのか。

(市民局長) 条例案を示さずに、本市にふさわしい条例案を答申していただきたいと諮問していることから抽象度が高い包括的諮問に当たる。

(石井副市長) 参考資料における、人権委員会の包括的諮問に関する市の対応案の理由について、現状の記載内容だとわかりづらいため、具体的な事案や事象に対して諮問をするという内容に修正してもらいたい。

(市民局長) 石井副市長から意見があったように、明確な内容を諮問し、それに対して答申をいただき最終的に市として判断をするというプロセスが重要であることを追記する。

(市長) 委員選任にあたっての議会同意を求める声もあったが、どのように捉えているか。

(市民局長) 議会同意を求める意見がある中で様々な検討を行ったが、そもそも審議会の委員は市が責任を持って、専門的な知識のある公平中立な人を選任するものであることから、同意に関する条項を入れることは考えていない。

(市長) 昨日、障害者関係団体の皆様と面会し、改めて当事者の皆様と議論することが大事であると感じた。話を伺う中では、障害のある方それぞれ考え方や環境も違うことから、脱施設について要望する方もいれば、風化という言葉を使用することに抵抗がある方など様々であった。こうした中、原案では前文に風化という文字が入っているが、考え方を確認したい。

(市民局長) 風化という言葉に抵抗があるという意見がある一方で、最後に団体の総意としての意見を伺った際には、風化という言葉については言及せず、地域移行について条例に盛り込んで欲しいとの意見があった。条例案に風化という言葉を使用している意図としては、風化して忘れられてはならないという強い意思を示すためである。津久井やまゆり園事件を条例制定の重要なきっかけとなった重大な事件と捉え、その姿勢を示したいというものであり、意図としては同じことを表現していると考えている。

(市長) 地域移行に関して、条例案に文言はないがどのように捉えているか。

(市民局長) 地域移行に関する団体の意見として、施設を出て地域で暮らすことが障害者の命を守るために重要なことであるというものであった。地域移行に関しては、市の施策として今後も実施していくものであるが、提案いただいた内容は本条例で実現しようとしている内容から趣旨が少し異なっていると判断したため、今回文言として入れることはしない。

(市長) パブリックコメント及び市民意識調査の公表はいつになるのか。

(人権・女性活躍担当部長) 本条例を議会へ提案する前に公表したいと考えており、現

時点では2月5日に市ホームページで公表したいと考えている。

(奈良副市長) 今後、議会に提案するにあたっては、事務局側で個々に捉え方が異なることがないよう、今一度互いに共通認識のもと進めてもらいたい。

(教育長) 人権委員会において、各専門分野から公平中立な人を委員として選任する形になるが、実際の運用にあたっては公平中立に議論を進めることに対しての難しさが想定されるため、十分注意しながら運用していただくようお願いしたい。

(市長) これまでの議論を踏まえ、原案のとおり承認と考える。3月定例会議において提案し、しっかりと誠意をもって対応していきたい。

(2) 結果

原案のとおり承認する。

ただし、庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。

正誤表

1 相模原市人権尊重のまちづくり条例(案)の制定について

頁	修正前	修正後																																																																																																
2	1 条例(案)骨子に対する意見について (1)パブリックコメント(令和5年12月1日から令和6年1月9日まで) 件数 892 人(うち市内の方 175 人[19.6%]) 意見数 <u>2,899</u> 件(うち市内の方 701 件[24.1%])	1 条例(案)骨子に対する意見について (1)パブリックコメント(令和5年12月1日から令和6年1月9日まで) 件数 892 人(うち市内の方 175 人[19.6%]) 意見数 <u>2,900</u> 件(うち市内の方 701 件 [24.1%])																																																																																																
3	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>件数</th> <th>うち市内</th> <th>うち市外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条例全体</td> <td>589</td> <td>145 (25%)</td> <td>444 (75%)</td> </tr> <tr> <td>条例名称</td> <td>155</td> <td>25 (16%)</td> <td>130 (84%)</td> </tr> <tr> <td>前文</td> <td>297</td> <td>76 (26%)</td> <td>221 (74%)</td> </tr> <tr> <td>総則</td> <td>227</td> <td>67 (30%)</td> <td>160 (70%)</td> </tr> <tr> <td>不当な差別的取扱の 解決に向けた取組の推進</td> <td>55</td> <td>21 (38%)</td> <td>34 (62%)</td> </tr> <tr> <td>不当な差別的言動の 解消に向けた取組の推進</td> <td><u>1,036</u></td> <td>221 (21%)</td> <td>815 (79%)</td> </tr> <tr> <td>声明</td> <td>112</td> <td>27 (24%)</td> <td>85 (76%)</td> </tr> <tr> <td>人権委員会</td> <td>345</td> <td>86 (25%)</td> <td>259 (75%)</td> </tr> <tr> <td>附則</td> <td>2</td> <td>2 (100%)</td> <td>0 (0%)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>81</td> <td>31 (38%)</td> <td>50 (62%)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td><u>2,899</u></td> <td>701 (24%)</td> <td><u>2,198</u> (76%)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	件数	うち市内	うち市外	条例全体	589	145 (25%)	444 (75%)	条例名称	155	25 (16%)	130 (84%)	前文	297	76 (26%)	221 (74%)	総則	227	67 (30%)	160 (70%)	不当な差別的取扱の 解決に向けた取組の推進	55	21 (38%)	34 (62%)	不当な差別的言動の 解消に向けた取組の推進	<u>1,036</u>	221 (21%)	815 (79%)	声明	112	27 (24%)	85 (76%)	人権委員会	345	86 (25%)	259 (75%)	附則	2	2 (100%)	0 (0%)	その他	81	31 (38%)	50 (62%)	合計	<u>2,899</u>	701 (24%)	<u>2,198</u> (76%)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>件数</th> <th>うち市内</th> <th>うち市外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条例全体</td> <td>589</td> <td>145 (25%)</td> <td>444 (75%)</td> </tr> <tr> <td>条例名称</td> <td>155</td> <td>25 (16%)</td> <td>130 (84%)</td> </tr> <tr> <td>前文</td> <td>297</td> <td>76 (26%)</td> <td>221 (74%)</td> </tr> <tr> <td>総則</td> <td>227</td> <td>67 (30%)</td> <td>160 (70%)</td> </tr> <tr> <td>不当な差別的取扱の 解決に向けた取組の推進</td> <td>55</td> <td>21 (38%)</td> <td>34 (62%)</td> </tr> <tr> <td>不当な差別的言動の 解消に向けた取組の推進</td> <td><u>1,037</u></td> <td>221 (21%)</td> <td><u>816</u> (79%)</td> </tr> <tr> <td>声明</td> <td>112</td> <td>27 (24%)</td> <td>85 (76%)</td> </tr> <tr> <td>人権委員会</td> <td>345</td> <td>86 (25%)</td> <td>259 (75%)</td> </tr> <tr> <td>附則</td> <td>2</td> <td>2 (100%)</td> <td>0 (0%)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>81</td> <td>31 (38%)</td> <td>50 (62%)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td><u>2,900</u></td> <td>701 (24%)</td> <td><u>2,199</u> (76%)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	件数	うち市内	うち市外	条例全体	589	145 (25%)	444 (75%)	条例名称	155	25 (16%)	130 (84%)	前文	297	76 (26%)	221 (74%)	総則	227	67 (30%)	160 (70%)	不当な差別的取扱の 解決に向けた取組の推進	55	21 (38%)	34 (62%)	不当な差別的言動の 解消に向けた取組の推進	<u>1,037</u>	221 (21%)	<u>816</u> (79%)	声明	112	27 (24%)	85 (76%)	人権委員会	345	86 (25%)	259 (75%)	附則	2	2 (100%)	0 (0%)	その他	81	31 (38%)	50 (62%)	合計	<u>2,900</u>	701 (24%)	<u>2,199</u> (76%)
項目	件数	うち市内	うち市外																																																																																															
条例全体	589	145 (25%)	444 (75%)																																																																																															
条例名称	155	25 (16%)	130 (84%)																																																																																															
前文	297	76 (26%)	221 (74%)																																																																																															
総則	227	67 (30%)	160 (70%)																																																																																															
不当な差別的取扱の 解決に向けた取組の推進	55	21 (38%)	34 (62%)																																																																																															
不当な差別的言動の 解消に向けた取組の推進	<u>1,036</u>	221 (21%)	815 (79%)																																																																																															
声明	112	27 (24%)	85 (76%)																																																																																															
人権委員会	345	86 (25%)	259 (75%)																																																																																															
附則	2	2 (100%)	0 (0%)																																																																																															
その他	81	31 (38%)	50 (62%)																																																																																															
合計	<u>2,899</u>	701 (24%)	<u>2,198</u> (76%)																																																																																															
項目	件数	うち市内	うち市外																																																																																															
条例全体	589	145 (25%)	444 (75%)																																																																																															
条例名称	155	25 (16%)	130 (84%)																																																																																															
前文	297	76 (26%)	221 (74%)																																																																																															
総則	227	67 (30%)	160 (70%)																																																																																															
不当な差別的取扱の 解決に向けた取組の推進	55	21 (38%)	34 (62%)																																																																																															
不当な差別的言動の 解消に向けた取組の推進	<u>1,037</u>	221 (21%)	<u>816</u> (79%)																																																																																															
声明	112	27 (24%)	85 (76%)																																																																																															
人権委員会	345	86 (25%)	259 (75%)																																																																																															
附則	2	2 (100%)	0 (0%)																																																																																															
その他	81	31 (38%)	50 (62%)																																																																																															
合計	<u>2,900</u>	701 (24%)	<u>2,199</u> (76%)																																																																																															

4 淵野辺駅南口周辺まちづくり事業について

【教育局、環境経済局、都市建設局】

(1) 主な意見等

(石井副市長) 公共施設のランニングコストについて、80年間で想定するものなのか。

(財政局長) 新たな施設を建設した場合、80年間の想定となる。

(石井副市長) この案件について4点意見を言わせていただく。1点目は、ランニングコストの試算について、80年間で適用することに無理がある。2点目は、大規模事業評価について、第1ステップと第2ステップに分けているが、淵野辺駅南口周辺のまちづくりは、跡地の売却や公共施設の再整備も含め、事業費が相殺できることからスタートしており、分割して諮るという判断に納得ができない。3点目は、この事業をどの所属がコントロールするのか分からない。4点目は、野球場を廃止し芝生広場にする事となっているが、野球場を廃止する経緯が分からない。以上のことから、この事業に対して、全く賛同できない。

(環境経済局長) 鹿沼公園の野球場を取り壊す代わりに、横山球場やひばり球場の電光掲示板の改修等を将来的に取り組むこととしており、スポーツ協会や野球協議会等からは一定の理解を得ている。

(石井副市長) どこでどういう調整をして、そのような方向性で動いているのか、情報が上がってきていない。

(市長) 「まちづくりビジョン」策定時は、担当する所属が明確に決まっていなかったと認識している。また、第1ステップと第2ステップに分けて取り組むということだが、その中で、第1ステップを所管する教育局はどのようなことを担うのか。

(教育局長) 個別の契約を含めたコントロールを教育局が担うことで整理している。

(市長) 全体を分割し責任が明確化されているが、唐突な印象があり、一体的な推進事業となるのか心配である。今回の審議が承認されれば、「まちづくりプラン」を策定するのか。

(教育局長) そのとおりである。なお、「まちづくりプラン」についても、パブリックコメント等を実施し市民の意見を伺う予定である。

(市長) 複合施設の整備位置について、池北側案とした本市の考えはどのような点にあるのか。

(公園課長) 「まちづくりビジョン」において、池北側案、北西案、正面案の3案と、池北側案を軸に検討を進めることを示した。その後、「機能」、「立地・拠点性・景観」、「工事」、「コスト」の4つの項目に対して評価し、池北側案を少し北西案に広げたエリアを最終案とした。

(環境経済局長) このエリアの中で、複合施設の配置を検討してもらおう。

(市長) 第2ステップのスケジュールはどうなっているのか。

(都市建設局長) 令和5年度・6年度に土地利用等の方向性を検討することとしており、令和7年度・8年度に(仮称)駅前市有地活用方針を策定し、令和8年度以降に事業手法に応じた取組、事業の具体化を考えている。また、先程の大規模事業評価の実施について第2ステップでは、事業費や事業内容に応じて判断することとなるが、民間活力の導入なども見据え、事業手法についても同様に検討していく。

(市長) VFM(財政負担削減効果)は、いくつ以上であれば効果があると判断されるのか。

(教育局長) 0以上であり、数値が高いほど効果があるとされており、今回の民間活力導入可能性調査では、DBO方式の方が、PFI方式と比べ高い結果となった。

(市長) 今回の審議で事業手法を決めるのか。

(教育局長) そのとおりである。或いは、民間活力を導入することについて承認いただきたいと考える。

(市長) DBO方式とした場合、北市民健康文化センター以降、2例目になるということ

か。

(教育局長) そのとおりである。

(市長) 第1ステップは大規模事業評価の対象になるということで良いか。

(教育局長) 複合施設と公園整備で約88億円の想定事業費となるため対象となる。

(市長) 平成29年度と比較すると大きくかけ離れているが要因は何か。

(教育局長) 複合施設の建設については、物価高騰により約19億8,000万円の増加、また、ZEB化により約8億9,000万円増加している。また、公園整備についても、物価高騰により約4億2,000万円増加していることなどが主な要因である。

(石井副市長) 物価高騰分が平成29年度と比較して60%も上昇するものなのか。

(生涯学習課長) 公共施設の事業費を積算する際に使用する概算単価が、平成29年度の平米単価は42万円だったが、現在は66万円となっており、60%程上昇している。

(奈良副市長) 淵野辺駅南口のまちづくりについて、平成29年度は、駅前周辺の公共施設跡地を売却し、その売却益により鹿沼公園の整備や複合施設の整備ができるということで、意思決定したと承知している。しかしながら、そのやり方が本当に実現可能なのかという議論があったため、もう1回振り出しに戻り、地域の方々と共に4年間かけて「まちづくりビジョン」を策定してきたのであれば、平成29年度の内容に捉われなくても良いと感じる。今は「まちづくりビジョン」に基づいて事業を進めているので、その部分をもう少し明確にするべきである。また、論点が鹿沼公園のリニューアルになっており、本来の公共施設複合化の話から、少しずつずれてきている印象があり、もう1度整理が必要であると考え。例えば、野球場のエリアを芝生広場ではなく、他の用途にすることや、複合施設の運営に関して指定管理者制度を導入するなど、軌道修正も必要ではないか。

(市長) 時間をかけて検討してきたので、良いものを作りたいと考える。築山や白鳥池、交通公園のあり方について、もう少し議論が必要である。

(環境経済局長) 築山や白鳥池、交通公園の規模等については、今後、民間事業者の意見を聞きながら、施設の動線や配置も含め、検討していきたいと考える。市民に愛されている施設なので、大事にしていきたい。また、芝生広場についても、他の用途も含め再検討する。

(財政局長) この事業を進めるにあたり、どの部分までを庁議に諮っていくのか。改めて市長公室と進め方について整理した方が良いと考える。また、アセットマネジメント推進課も含め、調整しながら進めていければ良いと考える。

(2) 結果

差し戻しとする。

以上